

令和5年度 子どもの権利サポート委員会 活動報告書



令和6年（2024年）6月

宝塚市子どもの権利サポート委員会

(はじめに)

子どもの権利サポート委員会 委員長より	1
---------------------------	---

第 1 章 相談活動状況	3
--------------------	---

1 相談件数推移	3
----------------	---

2 相談件数について	6
------------------	---

3 相談の所要時間等	12
------------------	----

4 相談へのきっかけ	14
------------------	----

5 委員による活動について	15
---------------------	----

6 相談事例	20
--------------	----

第 2 章 広報・啓発活動	25
---------------------	----

1 広報・啓発活動一覧	25
-------------------	----

2 配布物	26
-------------	----

3 活動報告会	39
---------------	----

4 啓発活動	40
--------------	----

(おわりに)

子どもの権利サポート委員、相談員より	41
--------------------------	----

＜参 考 資 料＞◆子どもの権利サポート委員会の制度◆	47
-----------------------------------	----

I 子どもの権利サポート委員会設置経緯	47
---------------------------	----

II 子どもの権利サポート委員会とは	49
--------------------------	----

III 子どもの権利サポート委員会条例	53
---------------------------	----

(はじめに)

子どもの権利条約 採択 35 年、批准 30 年

ご存じでしたか？

今年は、国際連合（本部は、アメリカニューヨークにあります）が子どもの権利条約を採択してから 35 年目、日本国が子どもの権利条約を批准（ひじゅん）してから 30 年目の年なのです。だから何？と思われるかもしれませんが、区切りがよいと考えてくださいね。

ここ最近、「子どもの権利」をめぐるトピックが、たくさんあふれていますよね。たとえば、学びの多様化とか、子どもアドボカシーとか、インクルーシブ教育とか、ヤングケアラーとか。児童虐待もそうですし、いじめもそうです。体罰も、不適切指導も・・・挙げはじめるとキリがありません。

こういうトピックを考えるさいに、ヒントとなるのが、子どもの権利条約なのです。子どもの権利条約を知っていれば、考え方や解決の方向性が見つかります。子どもも大人も、子どもの権利とは何かを知っていることで、子どもに関するトピックについて、子どものためを考えた議論ができるようになるのです。

子どもの権利条約は、世界中すべての子どもたちが有する人権を定めた条約です。子どもは、大人たちが守るべき対象ととらえられがちですが、権利を有する主体であり、自ら権利行使をする存在として尊重されなければなりません。

子どもの権利条約は、子どもを今まさに発達しつつある存在としてとらえたうえで（子どもの権利条約第 5 条には、evolving capacity of children<子どもの発達しつつある能力>との文字があります）、その子どもに影響を及ぼすすべての事項について自由に(freely)自己の意見(views)を表明する権利(right to express)を確保する(shall assure)としています。これが、子どもの権利条約第 12 条の「子どもの意見が聴かれる権利」を保障した条項の内容です。

「すべての事項」なので、文字どおり、一人ひとりの子どもにかかわるすべての事項です。「確保する」なので、政府や行政、公立の学校が自ら守るだけでなく、国は、父母や私立の学校にも守らせる義務を負っていることになります。また、子どもの権利条約第 12 条第 2 項には、子どもの意見が聴かれる機会が提供されることが明記されていますが、これは、子どもが希望するか否かにかかわらず提供されなければならないという意味です。

このような子どもの権利が、今から 35 年も前に国際的に確認されていたのです。

ところで、現状は、どうでしょうか？

今から 5 年前の 2019 年に、日本は、国際連合から、緊急の措置がとられなければならないものとして、子どもの権利条約第 12 条が指摘されました（国連子どもの権利委員会の総括所見）。次の勧告を受けています。「意見を聴かれる権利を子どもが行使できるようにする環境を提供するとともに、家庭、学校…保健医療の現場、子どもに関わる司法手続及び行政手続ならびに地域コミュニティにおいて、…すべての子どもが意味のある形でかつエンパワーされながら参加することを積極的に促進するよう」にと。要

するに、子どもの意見が適切に聴かれているとは言えない状況であるという厳しい指摘を受けたのです。

この勧告を受けてから、今ではさらに5年経過しています。最近では、校則や、虐待を受けた子どもの一時保護の場面などで、子どもの意見を聴こうという流れが定着しつつある感があります。令和5年度は、こども基本法が施行され、子どもの権利の重要性が改めて確認されたと言えます。

しかしながら、私たちが活動する中で、実感としては、子どもの意見を聴くことの重要性は、関係者や関係機関にかならずしも浸透していないと思われます。子どもに関するすべての事項は、子どもの権利をキーワードに、その子どもの意見（声）を聴きながら、その子どものためにどうあるべきかを、その子どもとともに考えるというプロセスが大事です。このようなプロセスを経てはじめて、子どもの最善の利益（子どもの権利条約第3条）に到達できると思います。

子どもの権利条約が採択されて35年、批准して30年の節目ですが、これを機に、改めて、子どもたちのために何ができるかを一緒に考えませんか？

【宝塚の子どもたちへ】

わたしたちは、子どもたちから、つらい思いをした出来事について、相談を受けてきました。いじめを受けたり、大人からからひどいことを言われたりして、とても落ち込んでいる子どもにも出会いました。そのたびに、わたしたちは、たとえば、学校などに行って、学校の先生に、つらい思いをした子どもの気持ちを伝え、その子どものために何ができるかを考えてもらうようにしてきました。なかなか解決できないこともあったけど、子どもが気持ちの整理をするのに寄り添ってきました。わたしたちは、あなたの味方です。つらいことがあったら、わたしたちに相談してくださいね。

宝塚市子どもの権利サポート委員会 委員長
曾 我 智 史



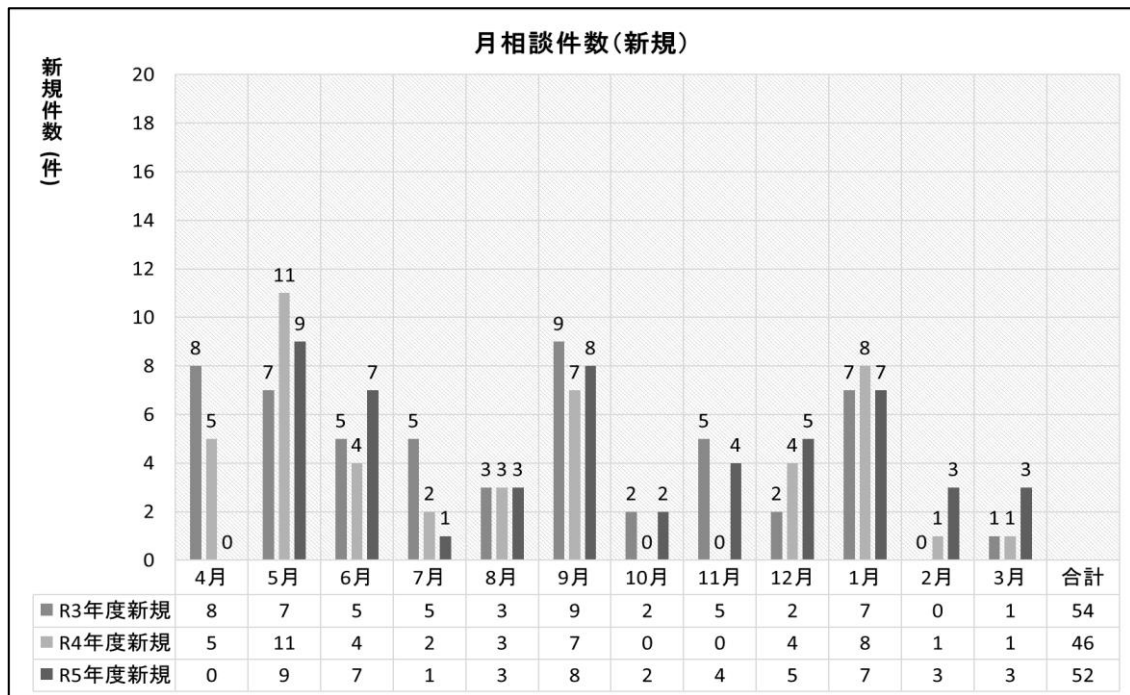
第 1 章 相談活動状況

1 相談件数推移

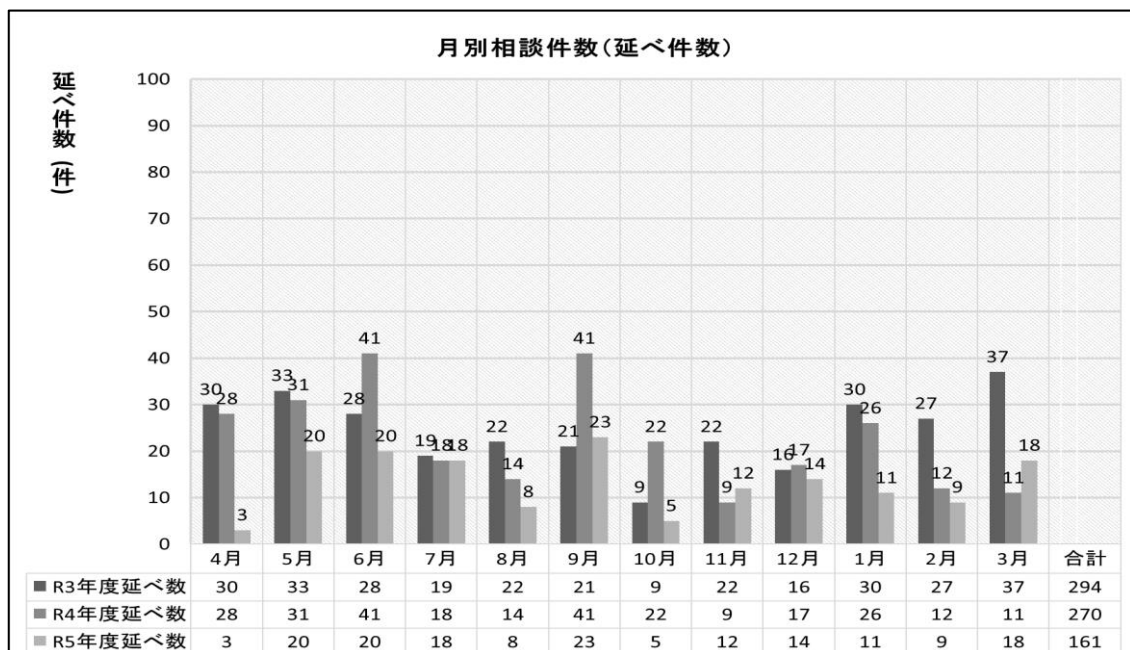
■ 3ヶ年比較（令和 3 年度～令和 5 年度）

子どもの権利サポート委員会設置から 9 年半が経過しました。さまざまな周知方法で子どもたちに知ってもらえる機会を設け、継続的に啓発に取り組んできました。直近 3 ヶ年の相談件数は以下のとおりの傾向となりました。

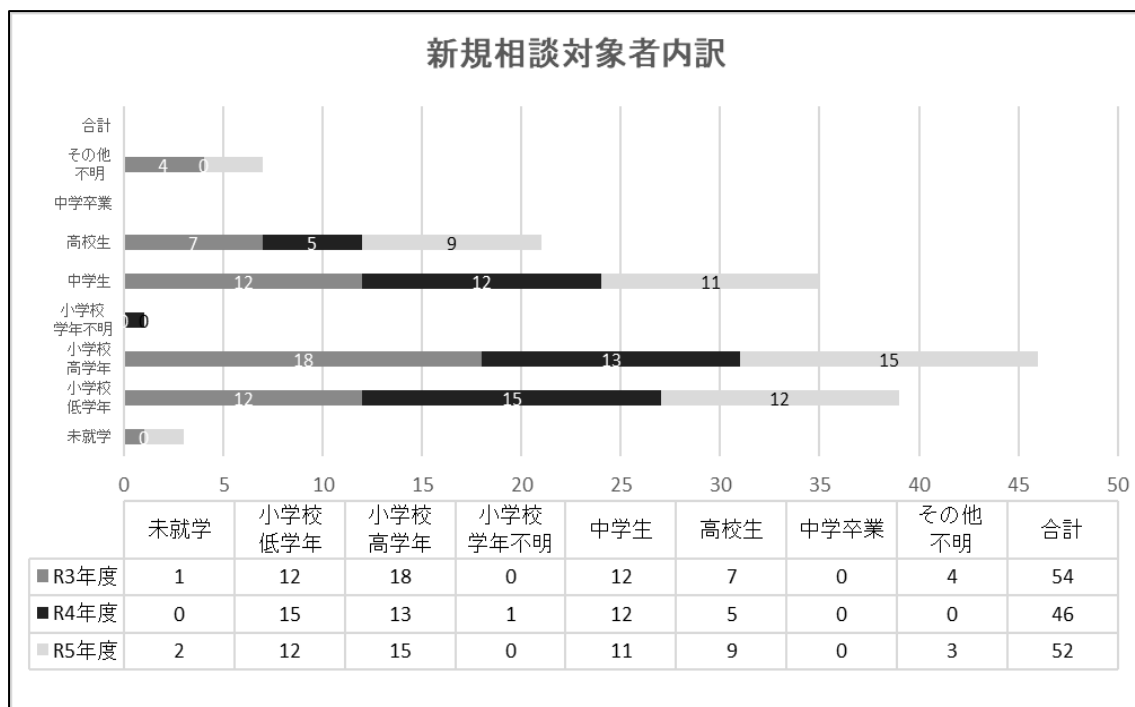
【月別相談件数（新規）（令和 3 年度～令和 5 年度）】



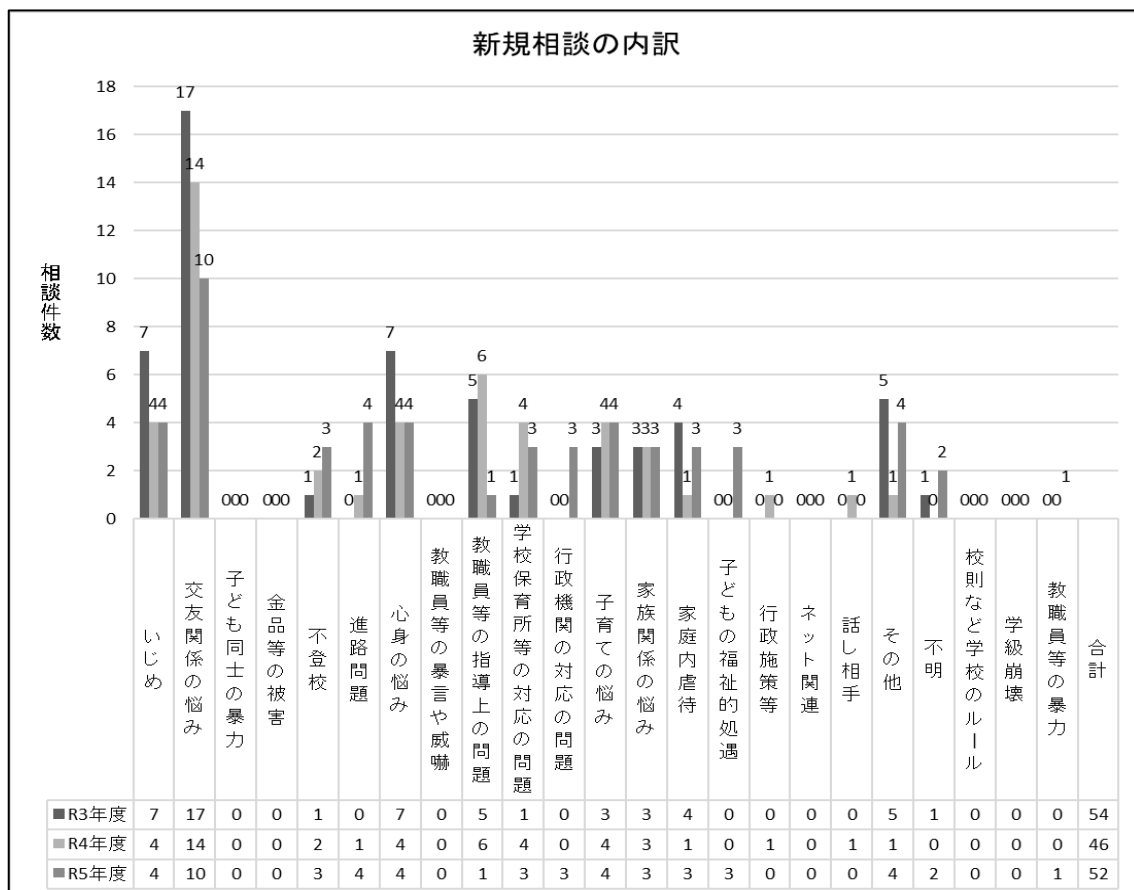
【月別相談件数（延べ件数）（令和 3 年度～令和 5 年度）】



【新規相談対象者の内訳（令和３年度～令和５年度）】



【新規相談の内訳（令和３年度～令和５年度）】



【相談件数 推移】

平成 26 年度(11 月) 新規相談件数 27 件
延べ相談件数 122 件

平成 27 年度 新規相談件数 74 件、前年度よりの継続件数 4 件
延べ相談件数 386 件

平成 28 年度 新規相談件数 62 件、前年度よりの継続件数 17 件
延べ相談件数 386 件

平成 29 年度 新規相談件数 97 件、前年度よりの継続件数 15 件
延べ相談件数 547 件

平成 30 年度 新規相談件数 83 件、前年度よりの継続件数 16 件
延べ相談件数 663 件

令和元年度 新規相談件数 65 件、前年度よりの継続案件数 12 件
延べ相談件数 292 件

令和 2 年度 新規相談件数 55 件、前年度よりの継続案件数 9 件
延べ相談件数 344 件

令和 3 年度 新規相談件数 54 件、前年度よりの継続案件数 7 件
延べ相談件数 294 件

令和 4 年度 新規相談件数 46 件、前年度よりの継続案件数 5 件
延べ相談件数 270 件

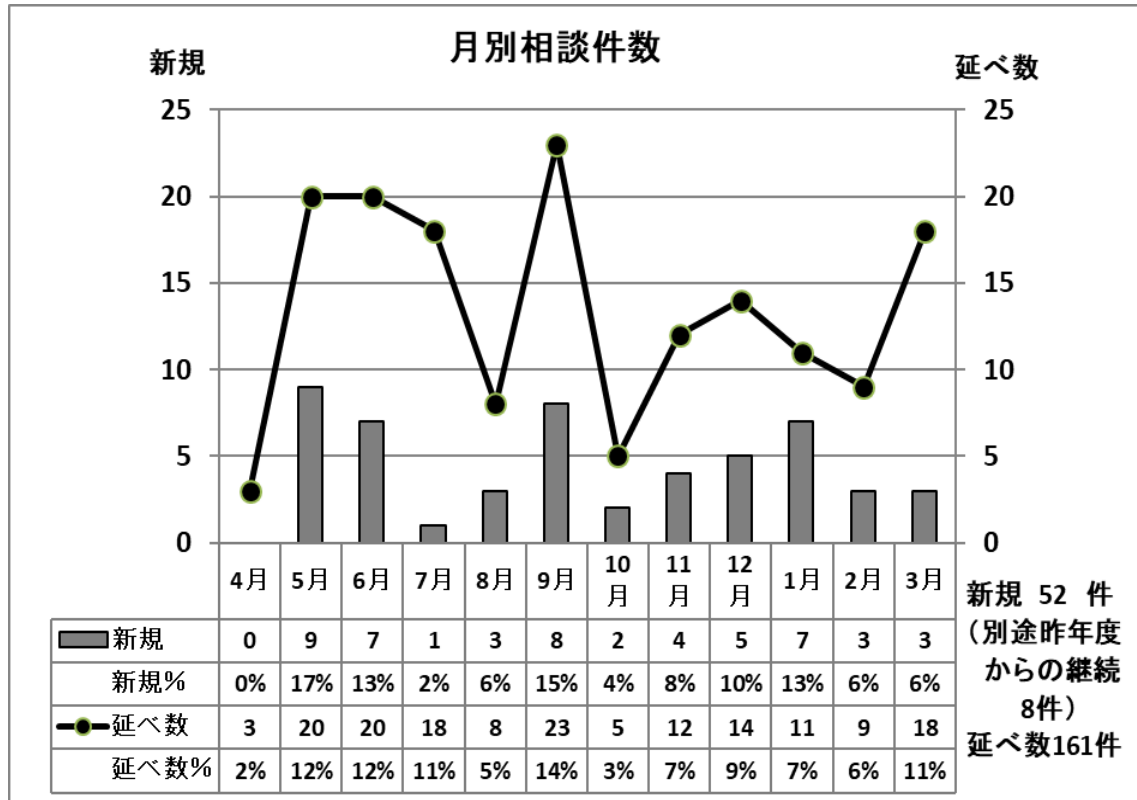
令和 5 年度 新規相談件数 52 件、前年度よりの継続案件数 8 件
延べ相談件数 161 件

2 相談件数について

(1) 月別相談件数

令和5年度の月別相談は、新規相談として5月に9件（17%）、次いで9月に8件（15%）の相談を受けています。

【令和5年度・月別相談件数】



※新規：初回の相談

※延べ：初回相談・継続相談にかかわらず、相談を受けた回数

※1 案件のうち、初回相談は新規、1 案件で 3 回の相談があった場合は延べ数を 3 回と数えます。

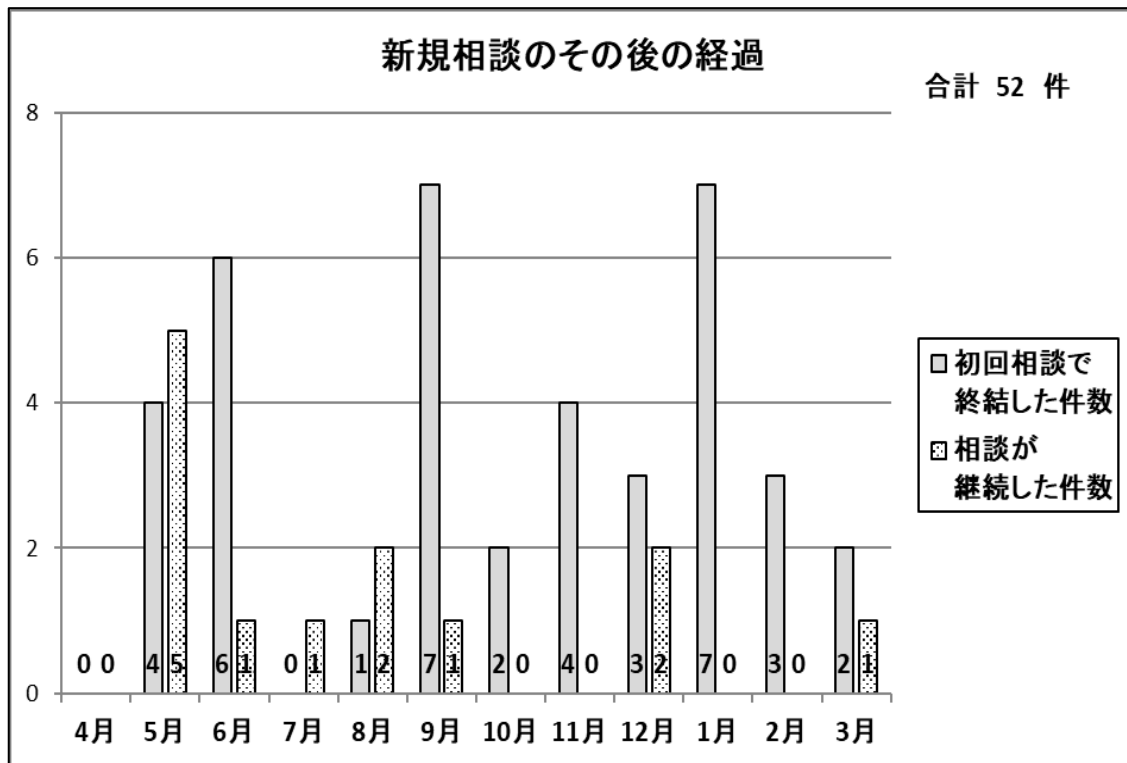
※前年度からの継続案件が 8 件ありました。

(2) 新規相談のその後の経過

新規相談として受けた相談の経過状況です。

新規相談後、初回で終わる相談が 52 件中 39 件と 75.0%を占めています。

【令和 5 年度・新規相談のその後の経過状況】

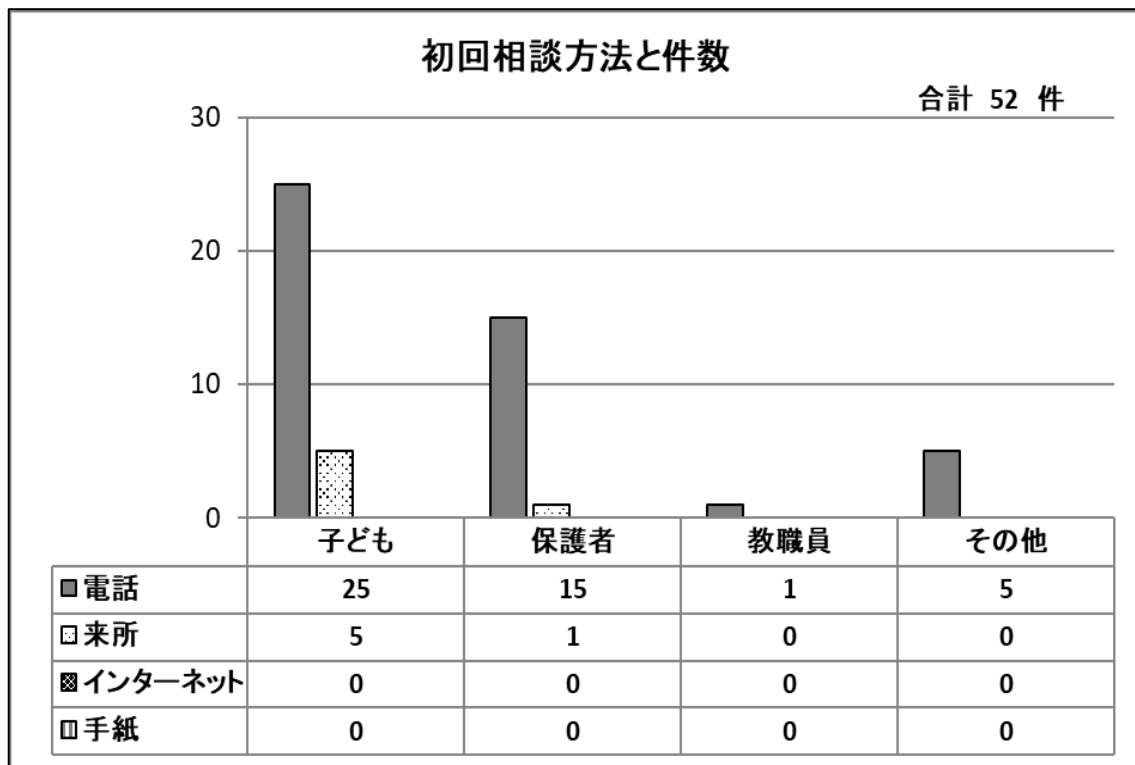


（３）初回相談方法と件数

新規相談件数 52 件のうち、子どもからの相談が 31 件（59.6%）あり、そのうち、相談方法では電話が最も多く 25 件、次いで、来所による相談が 5 件ありました。

保護者からの相談は 16 件あり、電話相談が 15 件、来所相談が 1 件でした。

【令和 5 年度・初回相談の相談者と相談方法】



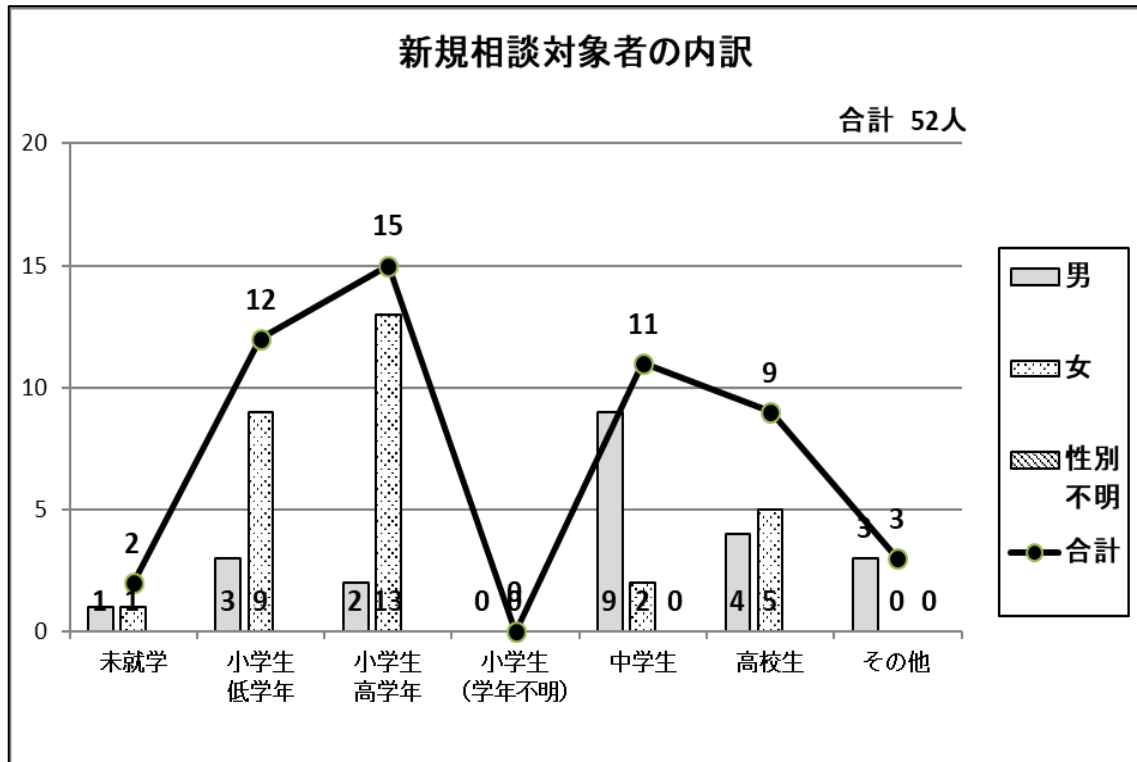
※子どもと保護者一緒に来所があった場合は、子どもの初回相談来所としています。

※その他（5 名）の中に子どもが 1 名含まれています。

（４）新規相談対象者の校種及び男女別内訳

新規相談対象者は、新規相談件数 52 件のうち、小学校高学年が一番多く 15 件（28％）、次いで、小学校低学年 12 件（23％）、中学生 11 件（21％）と続きました。

【令和５年度・新規相談対象者の校種及び男女別内訳】

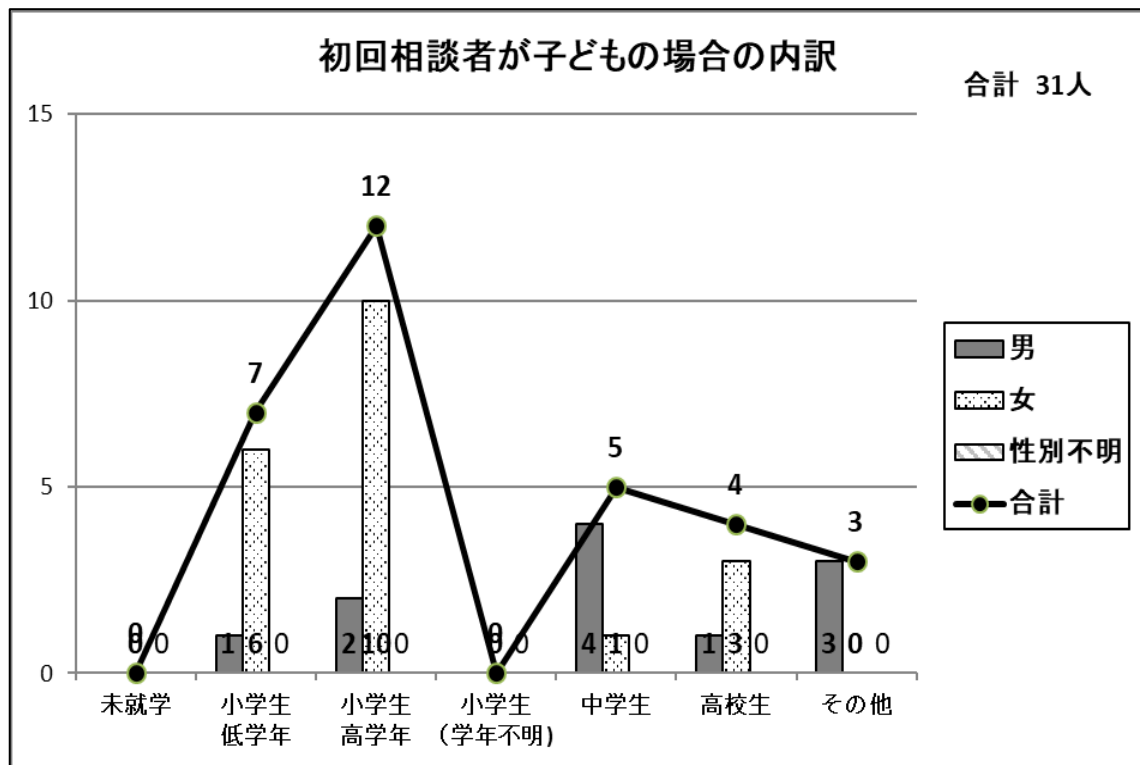


※小学校低学年は、小学 1～3 年生。小学校高学年は、小学 4～6 年生。

(5) 初回相談者が子どもの場合の校種及び男女別の内訳

初回に子どもから直接相談があった件数は 31 件あり、小学校高学年からの相談が一番多く 12 件ありました。続いて小学校低学年 7 件となっています。男女別でみると、女の子からの相談が多い傾向でした。

【令和 5 年度・初回相談者が子どもの場合の校種及び男女別の内訳】



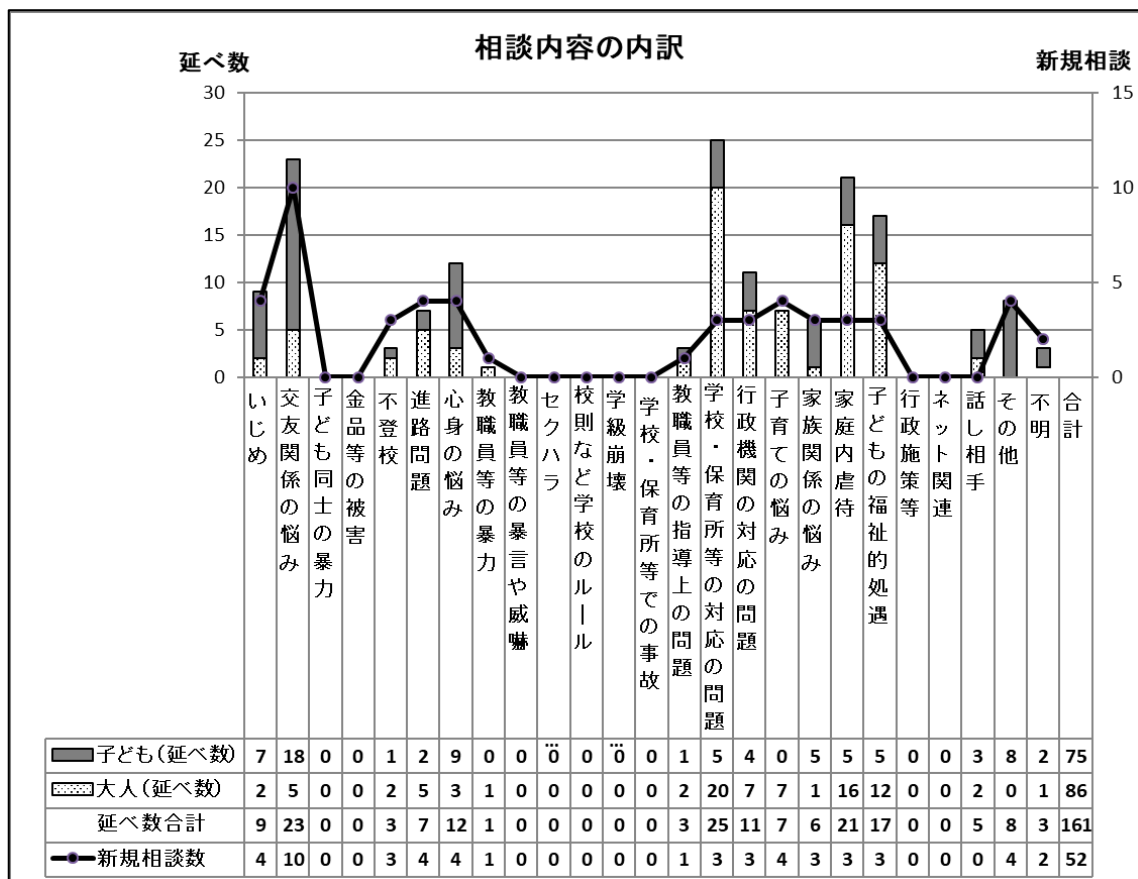
※小学校低学年は、小学 1～3 年生。小学校高学年は、小学 4～6 年生。

(6) 相談内容の内訳

新規相談内容としては、52 件中、交友関係の悩み 10 件、次いで、いじめ、進路問題、心身の悩み、子育ての悩み、その他で 4 件でした。

延べ相談内容としては、161 件中、学校・保育所等の対応の問題 25 件、次いで、交友関係の悩み 23 件と続きました。

【令和 5 年度・相談内容の内訳】



※新規相談時の主訴相談内容で振り分けています。

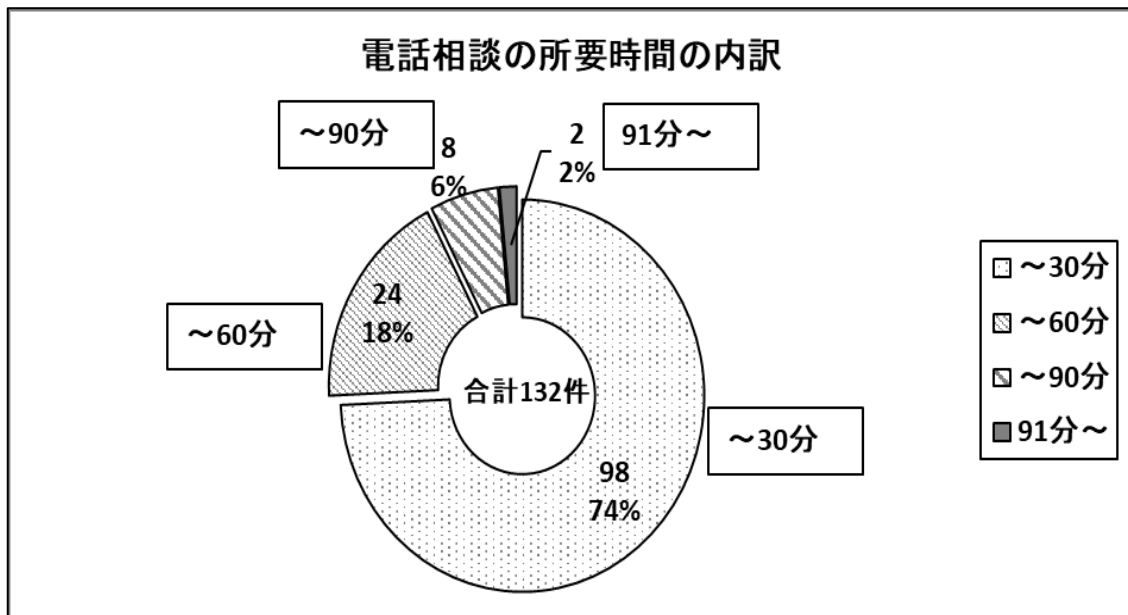
※延べ相談件数は、継続した相談の際の主訴でカウントしているため、相談内容が追加される場合があります。

3 相談の所要時間等

(1) 電話相談の所要時間の内訳

30 分以下の電話相談が全体 132 件のうち、98 件（74%）、次いで、60 分以下 24 件（18%）でした。1 時間（60 分）を超えての相談が 10 件（8%）ありました。

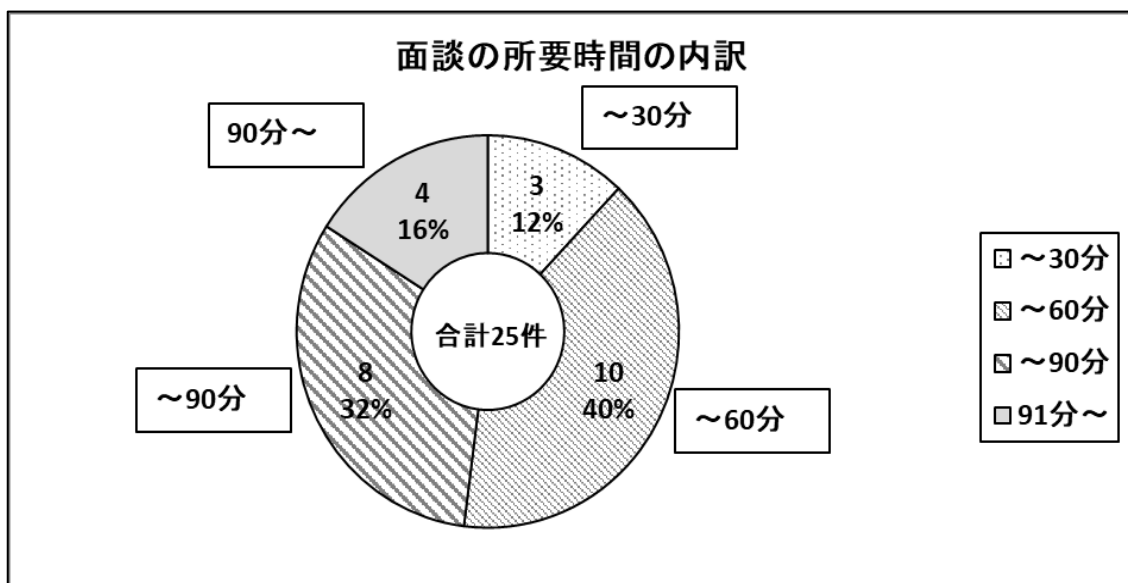
【令和 5 年度・電話相談の所要時間の内訳】



(2) 面談の所要時間の内訳

面談対応 25 件のうち、60 分までの面談相談が最も多く 10 件（40%）、次いで 90 分までの面談相談が 8 件（32%）でした。

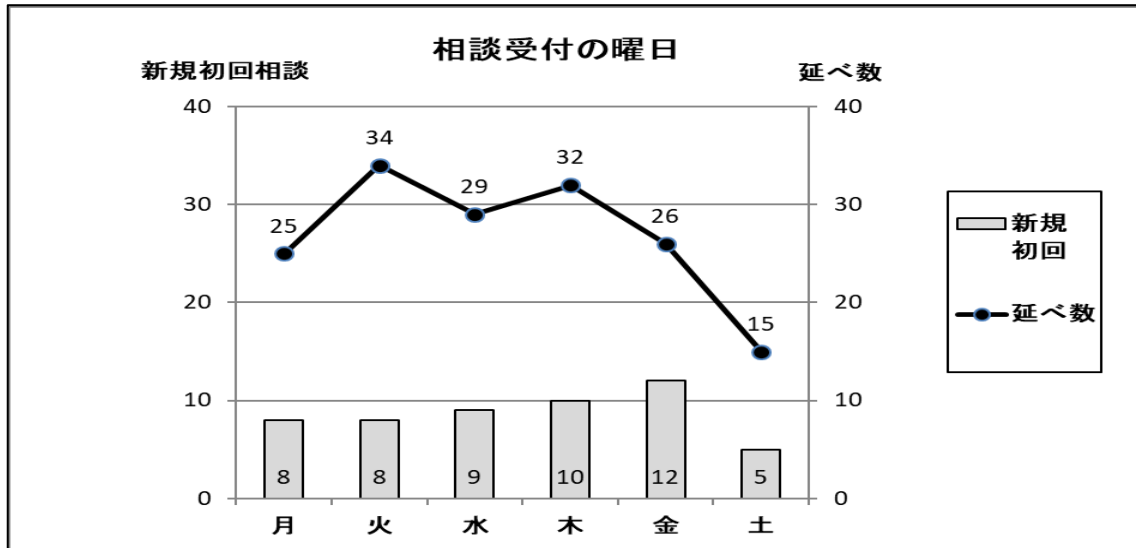
【令和 5 年度・面談の所要時間の内訳】



(3) 相談を受け付けた曜日

新規相談 52 件のうち、金曜日が 12 件と多く、次いで木曜日が 10 件と続きました。延べ相談件数 161 件のうち、火曜日が 34 件、次いで木曜日が 32 件でした。

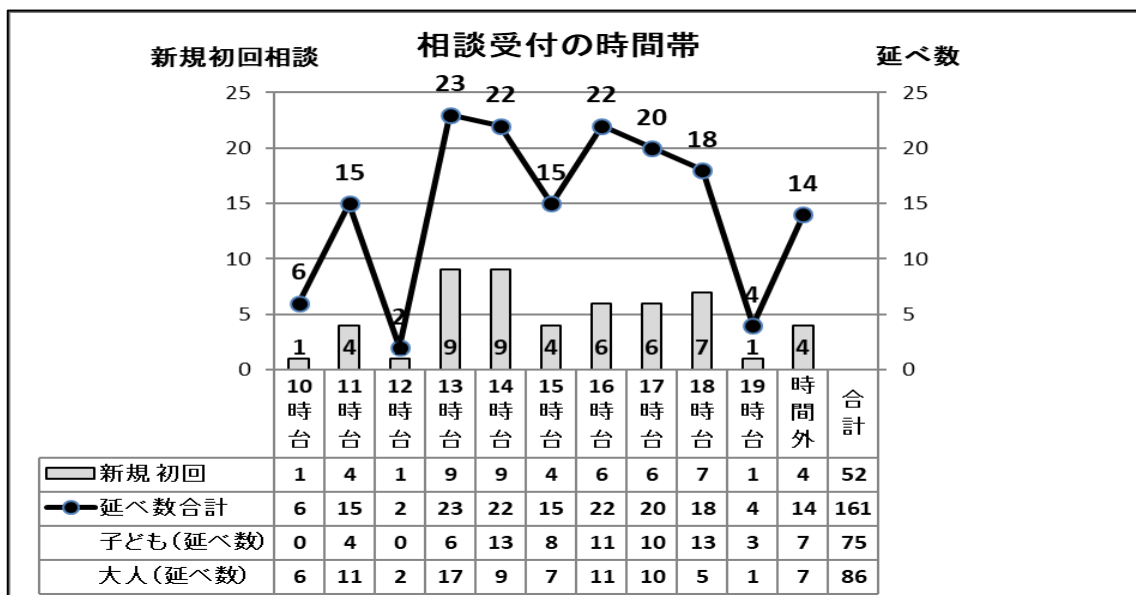
【令和 5 年度・相談を受け付けた曜日】



(4) 相談を受け付けた時間帯

新規相談で受付の時間帯は、52 件のうち、13 時台と 14 時台が 9 件と最も多く、次いで 18 時台が 7 件でした。延べ相談件数 161 件のうち、13 時台が 23 件と最も多く、次いで 14 時台と 16 時台が 22 件ありました。

【令和 5 年度・相談を受け付けた時間帯】



※手紙による相談は時間外としました。

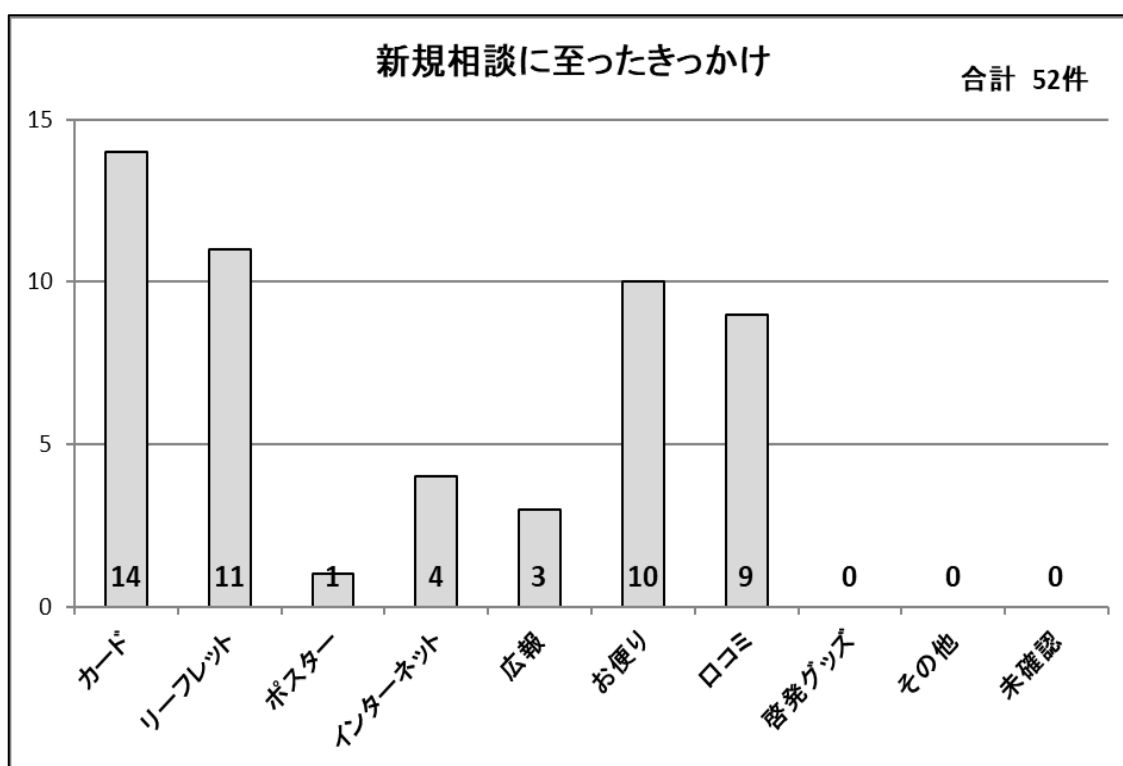
4 相談へのきっかけ

■新規相談に至ったきっかけ

新規相談 52 件のうち、相談に至ったきっかけとして、ダイヤルカードが一番多く 14 件でした。次いで、リーフレットが 11 件でした。子どもの権利サポート委員会の継続した啓発がきっかけになっていると思われます。

また、学期ごとにお便りの発行や、ダイヤルカード、リーフレット、啓発グッズを市内小中高等学校の児童・生徒へ配布協力をいただいたものが相談のきっかけにつながっています。

【令和 5 年度・新規相談に至ったきっかけ】



※ダイヤルカード、リーフレットは、市内の公私立小学校・中学校・高等学校を通じ配布を行いました。

※啓発グッズ（小 3 クリアファイル、小 6・中 3 赤ボールペン）は、市内の公私立小学校・中学校を通じ配布しました。

※お便り（子どもの権利サポート委員会だより）は、ダイヤルカード、リーフレット、啓発グッズとともに配布を行いました。

・啓発時期等は、第 2 章 1 広報・啓発活動一覧に掲載

5 委員による活動について

(1) 子どもの権利サポート委員会会議及びケース協議

開催回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
委員会会議 ※1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	23
ケース協議 ※2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	23

※1 委員会会議（条例に定められた会議） 子どもの権利サポート委員会委員長が議長として会議を進め、子どもの権利サポート委員会の制度のことや、サポート委員会で決定する事項等を話し合います。

※2 ケース協議 それぞれの事案（ケース）の担当委員や、相談員からの相談内容の報告を受けて、それぞれの事案について協議を行います。

※3 委員会会議は、主にケース協議終了後の開催としました。

委員会会議議題

日 程	議 題
4 月 14 日	(1) 令和 5 年度体制について (2) 令和 5 年度年間計画について (3) 活動報告書（原稿作成依頼）について (4) 市長報告会について (5) 活動報告会について (6) その他（要対協代表者会議 他）
4 月 28 日	(1) 内部研修 (2) 活動報告会のテーマについて (3) その他 連絡事項
5 月 12 日	(1) 活動報告書原稿の内容確認 (2) 前回会議時の委員の先生からの質問事項についての回答 (3) その他 連絡事項
5 月 29 日	(1) 活動報告書原稿の最終確認 (2) 活動報告会の講演会について (3) 7 月以降の会議日程調整
6 月 13 日	(1) 活動報告会講演者及び演題について (2) R5.8.27（日）ラウンドテーブルイベントへの参加（意見徴収）について (3) 虐待通告についての一連の動きについて（改定マニュアル案）
6 月 28 日	(1) 活動報告会講演者及び演題について (2) R5.8.27（日）ラウンドテーブルイベントへの参加について (3) 虐待通告についての一連の動きについて（複数マニュアル案） (4) 市立中学校案件への市教委へのモニタリング実施について
7 月 12 日	(1) 活動報告会の時間設定と宣伝方法について (2) 市教委へのモニタリング実施内容について (3) 虐待対応マニュアルの内容について

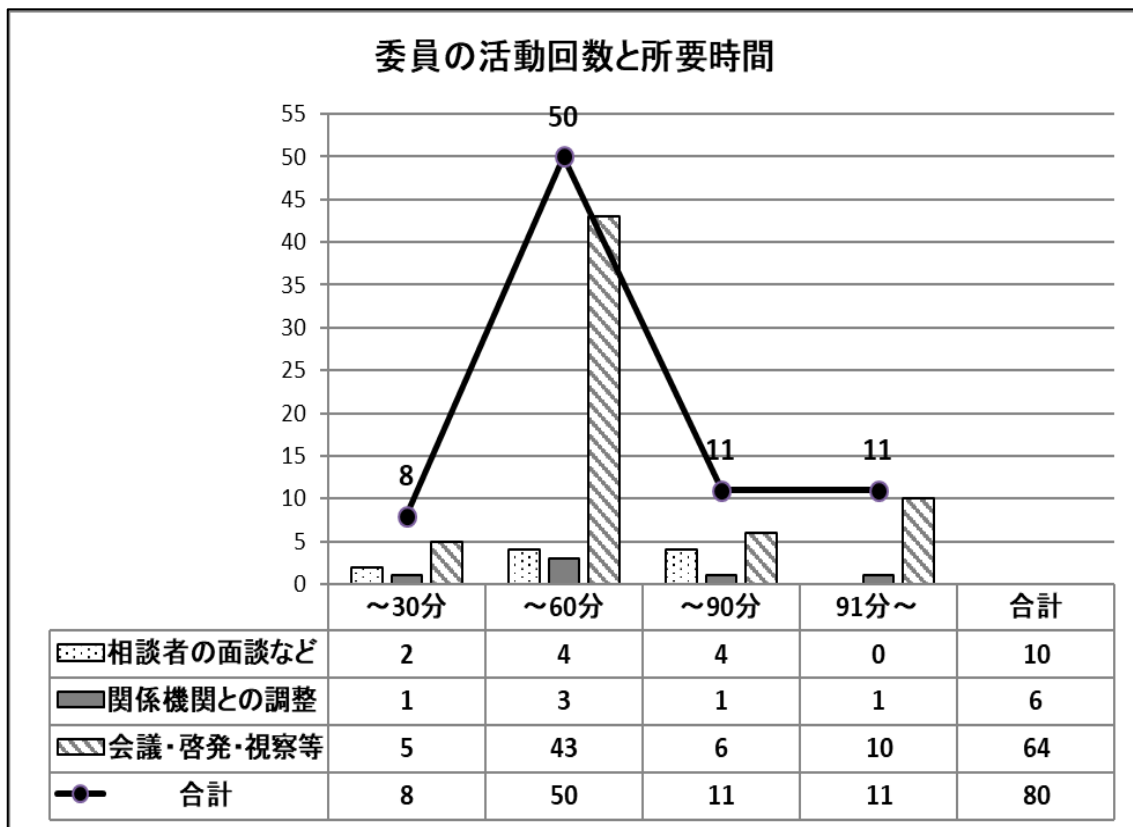
7月24日	(1) 活動報告会チラシについて (2) おたよりについて (3) その他 連絡事項
8月18日	(1) 活動報告会当日について (2) 8/27(日) ラウンドテーブルイベントについての報告 (3) 10月、11月の会議日程
8月31日	(1) 活動報告会について (2) 「OPEN!みんなで話そう! やまさき市長とともに」について
9月14日	(1) 活動報告会について (2) その他 連絡事項
9月26日	(1) 活動報告会の集計 (2) わっしょいフレミラ秋祭りについて (3) 「OPEN!みんなで話そう! やまさき市長とともに」について
10月16日	(1) わっしょい! フレミラ秋まつりの最終確認 (2) 「OPEN!みんなで話そう! やまさき市長とともに」について (3) その他
10月31日	(1) 活動報告会の動画について (2) 活動報告会レスポンス動画の撮影 (3) その他連絡事項
11月13日	(1) 活動報告会レスポンス動画の撮影 (2) 1月以降のケース会議日程調整 (3) その他連絡事項
11月28日	(1) 連絡事項 (2) その他
12月13日	(1) リーフレット及びダイアルカードのデザインについて (2) 来年度の活動報告会の日程について (3) 「全国自治体シンポジウム 2023 小金井」の参加について (4) 連絡事項
12月26日	(1) リーフレット及びダイアルカードのデザインについて (2) 連絡事項
1月18日	(1) 要対協連絡会議(2回目)の出席について (2) 連絡事項
2月14日	(1) 出前講座講師担当者の選出 (2) リーフレット・ダイアルカード校正の確認 (3) 令和5年度活動報告会のテーマ及び講演者候補 (4) 連絡事項
2月28日	(1) リーフレット・ダイアルカードの校正確認(最終検討) (2) 連絡事項

3月12日	(1) 令和6年度の体制について (2) 次年度活動報告会テーマ及び講演者について (3) 連絡事項
3月25日	(1) 次年度活動報告会講演者について (2) 次年度市長報告会日程について (3) 連絡事項

(2) 活動回数と所要時間

子どもの権利サポート委員会の委員として実施した、ケース協議や相談者との面談、関係機関との調整等の活動回数と所要時間です。

【令和5年度・子どもの権利サポート委員の活動回数と所要時間】



※子どもの権利サポート委員会委員が活動したものです。

・関係機関との調整とは、相談者との面談などを経て、学校等に出向くなどの調整活動（代弁等）を委員により実施したものを指します。

・会議・啓発・視察等とは、相談があったケース検討や、委員会会議、また、啓発としての講演会を委員より行ったもの及び、外部講師による研修などを委員が受けたものを指します。

(3) 関係機関への調査・調整活動

■申立て受付件数

〇件

■発意による調査件数

〇件

■調査件数

〇件

■勧告・要請、意見表明件数

〇件

■公表件数

〇件

■調整活動（関係機関への働きかけなどを行ったもの）

3 案件

- ・小学校 2 年生
- ・中学校 3 年生
- ・高校 1 年生（関係機関へのモニタリング）

(4) 関係機関へのモニタリングについて

令和4年度に調査した児童・生徒に対する不適切指導案件について、私たちは、以下の提言を行っておりました。令和5年度には、市教育委員会を2回訪問し（訪問したのは、7月、12月）、その対応状況につきモニタリングを実施しました。

【提言内容】

- ① 子どもの権利ないし被害者支援の観点を中心に据えた危機管理体制が構築されるべきである
 - a 被害児童生徒及びその家族の心情把握
 - b 被害児童生徒及びその家族への配慮一速やかに学校側の支援方針を提示すること（支援の構造化を図ること）
 - c 事実関係の把握
 - d 学校生活への安心・安全を提供すること
 - e 組織的対応のためのケース会議の開催
- ② 子どもの権利を中心に据えたアプローチが必要である
- ③ あるべき心理面でのサポートを理解し実践するべきである
 - a 生徒に大けがを負わせたことへの受け止めについて
 - b 事態の変遷に応じた心理面でのサポートが必要であった
 - c 本件生徒への支援におけるトラウマという視点の欠如
- ④ 犯罪被害者支援という視点をもつべきである

- ⑤ 学校内・市教委での情報共有のあり方について見直すべきである
- ⑥ チームアプローチをするべきである
- ⑦ 心構えが重要である
- ⑧ 本件生徒に対する教員らの言動について

【モニタリング内容】

- ① 提言内容に対するその後の取り組み状況について
- ② 児童・生徒への不適切指導等に対する今後の対応についての進捗
SSW や SC のような専門職との連携もしくは配置、不適切指導で傷つ
いた児童・生徒へのアフターケア等の体制整備について

市教育委員会は、私たちの提言を受け、「教員による体罰・ハラスメント
が起こった時の対応・支援の指針」を策定中とのことです。引き続き、モニ
タリングを続けていきます。

6 相談事例

※プライバシー保護のため、一部変更しています。

◆相談者と学校との調整をサポート委員が行ったケース

【相談者】 中学3年生 Aくん

【事例の概要】

Aくんは、中学1年生の時から不登校になり、2年生時は、別室指導で登校していた。そこで、同じく別室登校をしているBくんと親しくなった。3年生への進級時に学校からクラス編成の希望をきかれたので、Aくんは、Bくんと同じクラスになることを希望した。

しかし、3年生のクラス発表の時にAくんは、Bくんとは違うクラスになっていた。ショックを受けたAくんは、母親と一緒に子どもの権利サポート委員会に来室して相談することになった。

① 初回相談

Aくんと母親が、子どもの権利サポート委員会に来室し、まず相談員と面談した。相談員は、傾聴し、子どもの権利サポート委員会の制度を説明した。

Aくんとサポート委員・相談員との面談も行った。Aくんのつらい気持ちを受容、共感しながら話を聴いた。

Aくんは、「3年生のクラス発表の時に、Bくんとは違うクラスになったことがわかった。ショックで傷ついた。なにもする気が起こらない。学校の先生たちは、自分にはもう学校に来ないでほしいと思っていると感じた。3年生は大事な時期だと思うので、勉強も部活も修学旅行もがんばりたかったのに。どうして、Bくんとクラスが離れてしまったのか先生から教えてほしい。また、修学旅行に行きたいが、仲の良い友だちがいないので怖い」と気持ちを話してくれた。

Aくんから、サポート委員が学校へ行き、学校がどのような対応をしようとされているか聴いてきてほしいとの要望があった。母親からも子どもが希望していることをどうしてかなえてもらえないのか校長先生からおききたいとのことだった。

② 学校訪問において事実確認

サポート委員と相談員が学校を訪問した。サポート委員が、Aくんの思いを伝えて、学校側がどのような対応をしようとされているかをお聴きした。

学校側の出席者は、校長先生、教頭先生だった。

サポート委員は、Aくんがクラス分けでつらい思いをしていること、学校は、Aくんに来てほしくないと思っているとAくんは感じていること、また、Aくんは、修学旅行などの学校行事には参加したいが、知っている人がいなくて不安に思っていることなどを学校側にお伝えした。

校長先生は、学校としては、クラスを離れたことについて、これまで母親にお話ししてきた以上のことを話すことはできないが、A くんには説明していなかった。A くんには、学校に来てもらえることを願っていると話された。また、A くんが修学旅行に参加できるように、学校として全力で支援したいとのことだった。

サポート委員からは、A くんが安心して学校生活を送ることができるよう、A くんにはわかる言葉で学校から A くん伝えていただくようお願いした。

学校側は、今まで母親には説明してきたが、A くん本人には説明していなかったため、A くんにはわかるように A くんに伝えるようにしたいと話された。

サポート委員は、A くんには伝える方法を一緒に考えたい、学校が A くんは味方であるとわかれば A くんは学校との距離が縮まるので、A くんには伝える伝え方もできるのではないかと話した。

③ A くんとの面談

委員は A くんには、学校訪問をして来て、学校が A くんはつらい思いを理解されたこと、A くんには学校に来てほしいと思っていられること、クラスのことについても、A くんにはわかるように伝えたいと話されたこと、A くんが、修学旅行に行けるようになるために、学校としてしっかりと取り組むとおっしゃっていたことなどを伝えた。

④ その後の経過

学校は、A くんにはわかるように話しかけることを続けた。

また、修学旅行については、学校側の配慮があり、A くんは話せそうな生徒が多いクラスに A くんは入れるようにすることで A くんは不安は軽減し、A くんは、修学旅行に行くことができた。

A くんは、サポート委員会で、「自分が頑張ったからというわけではなく、友だちが普通に接してくれたから修学旅行に行けた。よかった。友だちのおかげだと思っている」と話した。

その後、A くんは教育支援センターに通うようになった。A くんは、「学校に通わなくても、教育支援センターに通うことでもでもいいと思っている。教育支援センターの同級生の中に仲良くなった人がいて、会話が楽しい。今度一緒に出かける約束もした。今は学校に必ず行かないといけないうけじゃないと思っているとのことであった。

B くんはクラスは離れたが、一緒に高校の見学に行くなどして B くんとも仲良く過ごしている。

また、A くんは興味を持っていたウクレレを習い始めることとなり、しんどくなったら音楽を聴くということをしているとのことであった。このように A くんは自身の気持ちがいしんどくなったらどうしたらいいか自分でわかるようになってきた。そうして、なぜ B くんはクラスが別々になってしまったのか学校にききたいということについては、A くんは関心がなくなっていた。サポート委員会に話を聞いてほしいことがあるか質問すると、A くんは「今はないです」と話した。

このことから、サポート委員会は、子どもの声を聴くというスタンスを大切に、

子どもからの意思があれば動くことにした。

その後しばらくして、サポート委員会に、Aくんから「高校に行くことが決まりました。校外学習や卒業式にも出席することにしています。ありがとうございました」との連絡があった。

⑤ 本事例を振り返って サポート委員会として大切にしたこと

サポート委員会では、子どもの気持ちを最優先にするという体制を貫いた。

学校は、母親には説明をしていたが、子ども本人には直接話していなかったことから、サポート委員会は、学校から、子ども本人にわかる言葉で、子どもに説明するようお願いした。学校から、子ども本人へわかるように話したことで、本人の納得や安心感が得られた。

子どもの声を聴くという子どもの権利サポート委員会のスタンスを大切にして、子どもがサポート委員会に話したいことがないと思う時は、子どもが話したい気持ちになるまで待って話を聴くようにした。

子ども本人が、自分の将来について考え、修学旅行や高校受験等、すべきことを実行していったことから、学校に説明を求めることに固執しなくなった。時間の流れの中で子ども自身が成長し、前を向いて進もうとしたことをサポート委員会は見守った。

◆相談者と委員または相談員のやりとりの中で解決したケース

相談者 小学生（来所相談）

主訴 友人関係のトラブル

相談内容

小学校のサッカーチームに入っている。学校の校庭で、外部コーチが教えてくれている。

学校で、サッカーチームの同級生や他の学年の友だちから「くさい、くさい」と言われる。去年から言われている。去年は、担任の先生にも相談した。先生が、注意してくださって、言うのをやめた人もいるが、まだ言ってくる人がいる。

母親に相談したら学校を休んでもいいと言われたので一日休んだ。

「くさい」と言ってくる人に、自分で「やめてほしい」と言ったこともあるが、やめてくれない。言われたらいやな気持ちになる。やめてほしい。

対応・経過

相談員は、まず、子どもの声を聴き、子どもの考えを尊重するというサポート委員会の流れを説明した。相談者は、練習の時も「くさい」と言われて、練習も一緒にしてもらえないことなども話した。相談員は、相談者の気持ちに寄り添い、傾聴につとめた。

その後、委員が面談に入るようになった。

委員が相談者の思いを聴いた後、だれに相談するのがいいと思うかきくと、本人が、「コーチがいいと思う」と話した。委員から、お父さんお母さんからコーチに言ってもらえるのはどう思うかと相談者にたずねたら、相談者は、「それがいいと思う」とのこと。その後、母親も来られたので、相談者に確認を取った上で、相談者の意向を母親にお伝えしたところ、了承された。

後日、相談者本人から電話があり、「お母さんが、コーチに話をしてくれた。コーチがみんなの前で、嫌だと思っていることを話してくれて、くさいと言っていた人たちも言わなくなった。楽しくサッカーをがんばることができている。ありがとうございました」と話してくれた。

相談者 中学生（電話相談）

主訴 母親の健康に関する心配事

相談内容

母親と二人暮らし。家に帰ったら母親が、薬用酒を飲んでいることがわかった。母親が、死んでしまうのではないかと心配している。薬用酒ってどんなものか教えてほしい。

対応・経過

相談員は、薬用酒についてインターネットで検索した。製造会社の案内として、滋養強壮、冷え性に効くと説明されていることを伝え、相談者は健康になるためのものと理解できたようで、「あー、よかった。安心しました」と話した。

相談員は、また、なにかあったらいつでも電話してくださいと伝え、電話を終えた。

相談者 小学生（手紙相談）

主訴 交友関係の悩み

相談内容

クラスに好きな子がいる。この相手に自分からは、話しかけにくく、最近では、相手から避けられるようになってしまった。

相手になぜ避けるのかを聞いたら、相手から、こちらが避けるからだと言われた。自分は、相手を避けているわけではないが、相手から自分がどう思われているかわからないので相手から話してくれないと自分からは緊張して話せない。手紙で相手に伝えようとしたが、担任の先生からは、手紙より話した方が相手に伝わると言われた。どうすれば相手から避けられないようになるのでしょうか。

あわせて、学校での様子や友だちとの具体的なやりとりが書かれた手紙が、何回かサポート委員会に届いた。

対応・経過

相談員は、手紙が送られてきたその都度、共感し対応を考えて返信した。

相談員からの返信は、相談者は、相手のことが好きだから話しかけられないと書いているが、相手からすると、自分のことが好きだから避けられているとは思わず、単に相談者から避けられていると思っているのではないだろうか。また、相談者と相手は違う人間だから、相談者のペースではなく、相手のペースを尊重して、まずは、相手に挨拶することから初めてみたらどうかなどという物だった。

その後、相談者から、少しずつ相手に挨拶ができるようになり、今では、相手と話せるようになったとの手紙が来た。

また、しばらくして、相談者から手紙が届いた。

相談者は、中学生になり、全くタイプの違う友だちと仲良くなった。好きだった相手に対して相談者は遠慮していて、自分がやりたい委員会への立候補もできないでいた。相談者は、自身がコロナで学校を休んで独りぼっちになったような気分になった時も、この新しい友だちのことを思うと元気になった。相談者は、好きだった相手とは、中学生になってクラスも離れたので、これからは、好きだった相手から影響されず、自由に過ごしていこうと思うと書いていた。相談員は、支持する内容を手紙に書いて送った。

第2章 広報・啓発活動

1 広報・啓発活動一覧

令和5年度 広報啓発活動

取組内容	対象	時期	方法	備考
ダイヤルカード配布	市内の小・中・高等学校（公・私立・県立）・養護学校（計47校）に通う子ども	5月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布	
サポート委員会だよりの発行 小・中（第25号）高（第17号）	市内の小・中・高等学校（公・私立・県立）・養護学校（計47校）に通う子ども	5月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布（ダイヤルカードも併せて配布）	
研修会への講師派遣	宝塚市児童館の児童館職員	6月	宝塚市児童館ネットワーク会議の児童館職員研修の講師として参加し、子どもの権利サポート委員会活動の周知・啓発（リーフレット・ダイヤルカードの配布）を実施	
サポート委員会だよりの発行 小・中（第26号）高（第18号）	市内の小・中・高等学校（公・私立・県立）・養護学校（計47校）に通う子ども	8月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布（リーフレットも併せて配布）	
イベント参加	イベントに参加する子ども	8月	「子どもと地域の課題を考えるラウンドテーブル」主催の夏祭りイベントにて、子どもの権利に関する啓発活動を実施。	
研修会への講師派遣	近畿弁護士会連合会	9月	近畿弁護士会連合会が主催する、子どもの権利に関する研修会に講師として派遣。	
活動報告会	一般公開	9月	9/16（土）令和4年度子どもの権利サポート委員会活動報告会「こどもまんなか こどもといきる時代（いま）これから」を実施	
研修会への講師派遣	令和5年度大型児童センター運営委員会（第2回）	11月	R5年度大型児童センター運営委員会研修の講師として参加し、子どもの権利サポート委員会活動の周知・啓発（リーフレット・ダイヤルカードの配布）を実施	
啓発グッズの配布（クリアファイル）	市内の公・私立小学校・養護学校（計27校）に通う小学3年生の子ども	11月	学校を通じて対象児童生徒に配布	
研修会への講師派遣	大型児童センター職員	2月	大型児童センターからの依頼で、同館職員への「子どもの権利」を題材とした研修会の講師として派遣。	
オブザーバー派遣	令和5年度大型児童センター運営委員会（第3回）	2月	R5年度大型児童センター運営委員会からのオブザーバー参加の依頼に伴う派遣	
手紙フォームの配布	市内の公・私立小学校・養護学校（計27校）に通う小学3年生の子ども	2月	学校を通じて児童生徒に配布（クリアファイルに挟み込んで対象者に配布）	
啓発グッズの配布（赤シャープペン）	市内の公・私立小・中学校（計40校）に通う小学6年生及び中学3年生の子ども	2月	学校を通じて対象児童生徒に配布	
サポート委員会だよりの発行 小・中（第27号）	市内の公・私立小・中学校・養護学校（計41校）に通う子ども	2月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布	
リーフレット、ダイヤルカード	市内施設への設置依頼	年中	市内各公共施設へ設置	
手紙フォーム	市内施設への設置依頼	年中	市内各公共施設へ設置	
広報紙へ掲載	一般公開	年中	広報紙へ掲載（相談窓口一覧）	
HP掲載	一般公開	年中	随時情報を更新（子どもの権利サポート委員会について）	
Facebook	一般公開	年中	随時情報を更新（子どもの権利サポート委員会について）	2017年4月から開始

今後も継続した広報、啓発活動を行っていきます。

2 配布物

◆周知用ダイヤルカード

(小学生への配布 ・ 公共機関設置)

こんなとき…話してね。

ちょっと話したい
困った、おこられた
いじめにあった
友達とけんかした
しんどい、つらい
どうしよう…

**お電話でも来てくれてもいいよ！
何でも話してね。
子どもの気持ちを大切にします。**

相談電話(無料) **0120-931-170**
24時間受付
休日も必ず電話応答

ひみつはまもります

宝塚市 子どもの権利サポート委員会
(子どもの悩み相談)

どんなお話でもいいよ

あいている日と時間
月～金曜日 13時～19時
土曜日、第1・3火曜日 10時～17時
年末年始、日・祝日はお休みです。



プレミア宝塚2階 (売布東の町12-8)

(中学生・高校生への配布)

あなたの気持ちを大切にします

友だち、学校、家族、進路のことで、
不安だ、困ったなあ、いやだなあ、
友だちが悩んでいて心配だな、
どうしたらいいかわからない、
だれにも言えない…

こんなとき相談してね！

**お話してみませんか？
待っています**

電話 来所 手紙

宝塚市
子どもの権利サポート委員会(子どもの悩み相談)

**秘密は守ります
お金はかかりません**

宝塚市 子どもの権利サポート委員会

● 電話相談 24時間受付 休日も必ず電話応答
0120-931-170

月～金曜日 13時～19時
土曜日、第1・3火曜日 10時～17時
(日祝・年末年始休み)

● 来所相談
場所：プレミア宝塚2階
阪急電鉄売布神社・中山駅西口から歩いて10分。
阪急バス福祉コミュニティプラザ前下車すぐ。
1階受付で「相談に来た」と伝えてください。

● 手紙相談(手紙に書いて送ってね)
お返事希望の場合は住所と名前を書いてね
〒665-0867
宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階
宝塚市子どもの権利サポート委員会 まで

秘密は守ります

◆周知用ポスター

宝塚市
子どもの権利サポート委員会

相談を聴く
電話でも会って
事でも大丈夫だよ

一緒に考える
ひみつは守るよ!
話しはじっくり
きくよ

調べる・助ける
解決に向けて関係
者みんな協力・協力
してもらおうよ!

解決

ほっとできるように一緒に考えてみませんか?

受付方法: 電話、来所
受付時間: 月～金曜日 13時～19時
土曜日 10時～17時
ただし、第1・3火曜日は10時～17時
年末年始、日・祝日はお休みです。

場所: プレミア宝塚2階
〒665 0937 宝塚市売方東の町12番6号

0120-931-170

お問い合わせ
宝塚市子どもの権利サポート委員会事務局
TEL 0797-91-2001

宝塚市ホームページ
<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/>

◆周知用リーフレット

宝塚市
子どもの権利サポート委員会とは
「宝塚市子どもの権利サポート委員会」は、宝塚市子どもの権利サポート委員会条例により、行政機関からの独立性が確保され子どもの権利救済を図るために設置された第三者的に子どもに寄り添う専門機関です。

宝塚市内在住・在学・在勤の18歳未満の子ども及び18歳未満の子どもが通学等できる施設（高等学校、高等専門学校等）に通う19歳までの者を対象とし、子どもの気持ちを早期に受け止め、相談に応じるだけでなく、子どもの最善の利益を実現していくことを目的とし、関係機関との調整を行ったり、救済の申立て等により、調査したり、関係機関への協力や改善を求めています。子ども自身が本来持っている力を十分に発揮できるよう、問題解決に向けた支援を行います。



子どもの権利サポート委員会
気軽に
入ってきてね。

相談するには？

電話をする
0120-931-170
携帯・公衆電話からも無料です

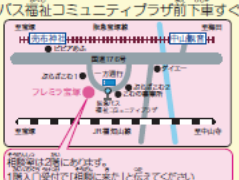
会って話をする
直接相談室に来てください。
あなたの近くに出かけて行くこともできます。

手紙を書く
手紙での相談は下記住所まで送ってください。
(くわしくはホームページにて)

対象となる人
○宝塚市内在住・在学・在勤の18歳未満の子ども
○18歳未満の子どもが通学等できる高校等に通う19歳までの人
○子どもの相談はどなたからでもできます

相談できる曜日と時間
月曜～金曜：昼1時から夜7時まで
土曜と第1・3火曜：朝10時から夕方5時まで
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

場所
プレミア宝塚2階
〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号
阪急電鉄売布神社・中山観音駅から徒歩10分
阪急バス福地コミュニティプラザ前下車すぐ



宝塚市
子どもの権利
サポート委員会



相談電話(無料)
0120-931-170
携帯・公衆電話OK

宝塚市子どもの権利サポート委員会
検索



ひとり 一人でも抱えないで、何でもお話ししてね！

ひみつは
まもりま

こんなとき…

- ちょっと話がしたい。聞いてほしい。
- つらい、苦しい、困った、助けて。
- いじめられている。
- どうしたらいいかわからない。
- だれにも言えない。

相談はどなたからでもできます

自分のことではなく
友だちのことでも大丈夫です



子どもの権利サポート委員会

子どもの権利サポート委員会
相談専用電話(無料)
0120-931-170
子どもの気持ちを一番大切にします。
直接相談室にも来てください。

解決

- 元気になった
- どうすればいいかわかった
- ほっとした
- 安心した、もう大丈夫

困ったことがあれば、何度でも相談できます。
相談が終わっても、必要があれば関係する人たちの見守り支援をお願いできます。

話してね

- 自分のこと
- 家族のこと
- 友だちのこと
- 学校のこと
- バイト先のことなど…

うまく話せなくてもいいよ。
どんなことでも話してね。

いっしょに考える

- あなたの気持ちをじっくり聴きます。
- あなたにとって一番いい方法をいっしょに考えていきます。

勧告・意見表明・要請

● 必要な場合は協力してもらおう、関係する人に、こうなればもっとよくなる等、改善を求めることができます。

調べる・協力を依頼する

● あなたといっしょに考えたことを、関係する人に話を聞いたりして、解決に向けて協力を依頼できます。あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。

◆啓発グッズ

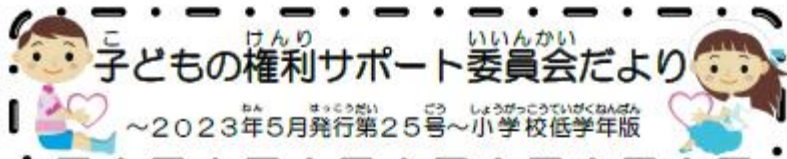
①小学3年生 クリアファイル



②小学6年生、中学3年生 赤ボールペン



◆子どもの権利サポート委員会だより



子どもの権利サポート委員会だより

～2023年5月発行第25号～小学校低学年版

★子どもの権利サポート委員会は子どもに寄り添って権利を守るところです★

がっこうで
しんどいこと
いやなことが
あった!!!

おうちで
しんどいこと
こまったことが
あって、いま
げんきがないよ。



おはなししながら
いっしょに かんがえよう。
げんきをとりもどす
お手伝いをするよ。

こんなとき...
話してみよう。

0120-931-170
ひみつはまもりま

このダイヤル
カードをみて
でんわ
電話してね!

★クイズ・おむすびころりん★
おむすびころりんは おむすびころりんの国です。
おむすびではないものも混ざっています。それは何個あるでしょう?

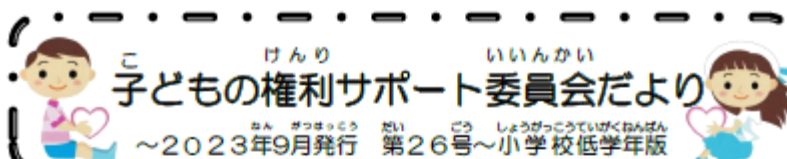
※答えは次のおたより または ホームページを見てね。

0120-931-170

月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日10時～17時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

住所: 〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階
子どもの権利サポート委員会 (来所もOKです)

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をとお聞きしたいということをお伝えしています。



子どもの権利サポート委員会だより

～2023年9月発行 第26号～小学校低学年版

友だちに嫌なことがいわれちゃった... うちで安心して過ごせない...

そんなことはありませんか? どんなことでも 大丈夫
サポート委員会にお話してください。
あなたに 安心して過ごしてもらうために 一緒に考えてお手伝いします。

わたし大丈夫です
助けてって いっても
変わらない気がするし...



お話ししたいとき
がまんしないで!

ほんとうは
いいたいこと あるのだけど
がまんすればいいから...

サポート委員会にお話するって...

① 名前を言わないと
いけないの?
→ 言っても 言わなくても
どちらでもいいよ。
ニックネームでもいいよ。

② 学校や園に伝わっちゃうの?
→ あなたが 隠さない限り
伝わりません。
ひみつは守ります。

③ お話するって、どうやるの?
→ 電話やお手紙、会って
お話をできるよ。
ゆっくり話して
いっしょに考えよう。

★前回のあなたからのクイズの答え★
おむすびではないものは 野球ボール と すいかです。

0120-931-170

月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日10時～17時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

住所: 〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階
子どもの権利サポート委員会 (来所もOKです)

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をとお聞きしたいということをお伝えしています。

こ けんり いいんかい 子どもの権利サポート委員会だより

～2024年2月発行 第27号～ しょうがっこう ねんせいばん 小学校1・2年生版

クイズ！ アニメの登場人物たちの言葉

いちばんいいけないのは
じぶんなんかだめだと思ひこもことだよ

……人ぼっちの……あの苦しみはハンパ
じゃねーよなあ……お前の気持ち……な
んでかなあ……痛いほど分かるんだって
ばよ……

僕はそんなに強くないよ ただみんなが
応援してくれるから頑張れるだけなんだ

自分を大切にしていけるよ

だれのセリフかな？ 線でつないでみよう

『ふたりはプリキュア』
なぎさ

『NARUTO』
ナルト

『ドラえもん』
のび太

『アンパンマン』
アンパンマン



答えはホームページにあるよ、おうちのひとと見てね

ページ二次元コード

どんなに ちいさなときも 自分の気持ちがあります。 どの人も 生まれたときから

大切にされる権利を持っています。あなたが 安心してきいとき 固ってひとりて悩ん

でいるとき サポート委員会お話しを聞かせてください。

電話でもいいし 行って話してもいいです。 あなたの近くで会うこともできます。



0120-931-170

(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

月～金曜日 13時～19時

土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

住所：〒665-0867

宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階

子どもの権利サポート委員会（来所もOKです）

※保護者の方等のご相談も受け付けていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの面をお話ししたいということをお伝えしています。



こ けんり いいんかい 子どもの権利サポート委員会だより

～2024年2月発行 第27号～ しょうがっこう ねんせいばん 小学校3年生版

「クリアファイル」「お手紙箱 活用紙」 ついで使ってね

クイズ！ アニメの登場人物たちの言葉

いちばんいいけないのは
じぶんなんかだめだと思ひこもことだよ

……人ぼっちの……あの苦しみはハンパ
じゃねーよなあ……お前の気持ち……な
んでかなあ……痛いほど分かるんだって
ばよ……

僕はそんなに強くないよ ただみんなが
応援してくれるから頑張れるだけなんだ

自分を大切にしていけるよ

だれのセリフかな？ 線でつないでみよう

『ふたりはプリキュア』
なぎさ

『NARUTO』
ナルト

『ドラえもん』
のび太

『アンパンマン』
アンパンマン



答えはホームページにあるよ、おうちのひとと見てね

ページ二次元コード

どんなに ちいさなときも 自分の気持ちがあります。 どの人も 生まれたときから

大切にされる権利を持っています。あなたが 安心してきいとき 固ってひとりて悩ん

でいるとき サポート委員会お話しを聞かせてください。

電話でもいいし 行って話してもいいです。 あなたの近くで会うこともできます。



0120-931-170

(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

月～金曜日 13時～19時

土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

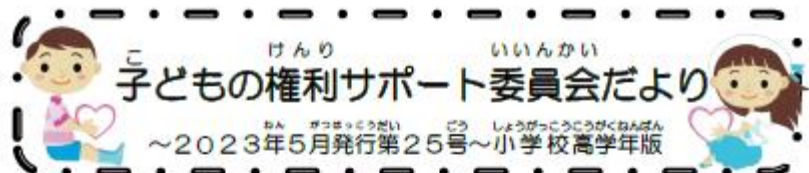
住所：〒665-0867

宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階

子どもの権利サポート委員会（来所もOKです）

※保護者の方等のご相談も受け付けていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの面をお話ししたいということをお伝えしています。





★子どもの権利サポート委員会は子どもに寄り添って権利を守るところです★

みなさんはひとりではありません、勇気を出してお話してみてください。

がっこうで、しんどいことや、
いやなことがあったら
仲間に入れてもらえない。
はなし きいてほしいな!!

こんにちは...
話してみよう。
0120-931-170
ひみつはまもりです

ダイヤルカードを
手元において、
気軽に電話して
ください!

お話をしながら一緒に考えよう。
元気をとりもどすお手伝いをします。
電話や食って、お話をすることができます。

うちで心配なこと
こまったことがあって
おちこんでる。
あまり元気がでないよ。

★クイズ★

昔のように分けるとき、「カメラ」は、あり？ なし？
どちらでしょうか？

☞答えは次のおたより または ホームページを見てね。

あり
えんどうまめ
浴衣
フットサル

なし
だいず
浴衣
サッカー

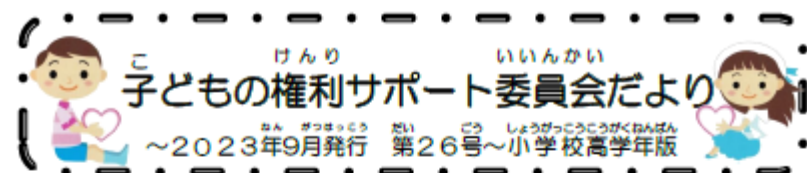
ひみつは
まもりです

0120-931-170

月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

住所: 〒665-0867 宝塚市売布 東の町12番8号フレミラ 宝塚2階
子どもの権利サポート委員会 (来所も OK です)

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることを説明し、サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。



友だちに嫌なことがいわれちゃった... うちで安心して過ごせない...

そんなことありませんか？ どんなことでも 大丈夫
サポート委員会にお話できます。☎0120-931-170へここへ電話してみよう！

あなたが 安心して居られることは 権利です。

助けてって いっても
変わらない気がする
だから...わたし大丈夫です

お話ししたいとき
ほんとうは
いいたいこと あるのだけど
気持ちを 口に出していいかな？

サポート委員会にお話するって...

① 名前を言わないと
いけないの？

言っても 言わなくても
どちらでもいいよ。
ニックネームでもいいよ。

② 学校や親に伝わっちゃうの？

あなたが 隠さない限り
伝わりません。
ひみつは守ります。

③ お話するって、どうやるの？

電話やお手紙、食って
お話をできるよ。
ゆっくり話して
一緒に考えよう。

★前号のおたよりのクイズの答え★

「あり」 ありのグループは 動物の名前が かかれています。

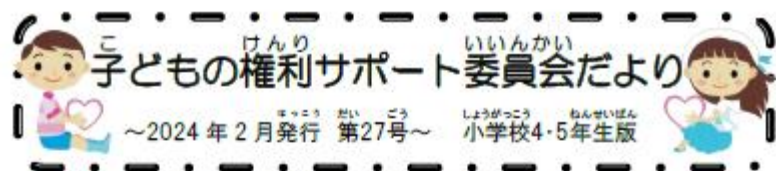
ひみつは
まもりです

0120-931-170

月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

住所: 〒665-0867 宝塚市売布 東の町12番8号フレミラ 宝塚2階
子どもの権利サポート委員会 (来所も OK です)

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることを説明し、サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。



～2024 年 2 月発行 第27号～

しょうがっこう ねんせいばん 小学校4・5年生版

どんなに ちいさなときも 自分の気持ちがあります。
どの人も 生まれたときから大切にされる権利を持っています。

もしも あなたが 安心できないとき
ひとりで悩んでいるとき お話し聞かせてください。

クイズ！アニメの登場人物たちの言葉
だれのセリフかな？
線をつないでみよう

誰かと話さって心優しいのね。知らなかった。

…人ぼっちの…あの話しはハンパじゃねーよな…お前の気持ち…なんでかな…優しいほど分かるんだってばよ…

事、せかどうかは自分で決める大切なものは“号”なんだよ。

自分を大切にしていけるかな。

- 『鬼滅の刃』 竈豆子
- 『NARUTO』 ナルト
- 『ふたりはプリキュア』 なぎさ
- 『新世紀エヴァンゲリオン』シリーズ 式波・アスカ・ラングレー

答えはホームページを見てね ページ二次元コード



4/1～5/19まで
サポート委員会の相談室
は、おひらきです。
くはしは相談室をあんて

電話でもいいし 行って話してもいいです。あなたの近くで会うこともできます。

☎ 0120-931-170

月～金曜日 13時～19時

土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

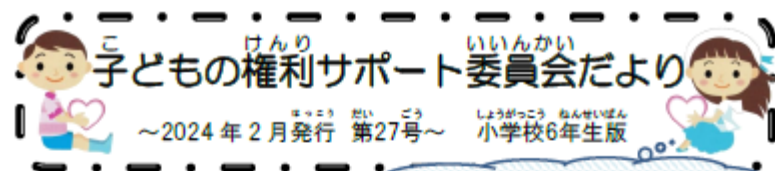
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

住所：〒665-0867

宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階

子どもの権利サポート委員会（来所もOKです）

※保護者の方等のご相談も受け付けていますが、解決の主体は“子ども”であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの面をお聞きしたいということをお伝えしています。



～2024 年 2 月発行 第27号～

しょうがっこう ねんせいばん 小学校6年生版

どんなに ちいさなときも 自分の気持ちがあります。
どの人も 生まれたときから大切にされる権利を持っています。

もしも あなたが 安心できないとき
ひとりで悩んでいるとき お話し聞かせてください。

クイズ！アニメの登場人物たちの言葉
だれのセリフかな？
線をつないでみよう

誰かと話さって心優しいのね。知らなかった。

…人ぼっちの…あの話しはハンパじゃねーよな…お前の気持ち…なんでかな…優しいほど分かるんだってばよ…

事、せかどうかは自分で決める大切なものは“号”なんだよ。

自分を大切にしていけるかな。

- 『鬼滅の刃』 竈豆子
- 『NARUTO』 ナルト
- 『ふたりはプリキュア』 なぎさ
- 『新世紀エヴァンゲリオン』シリーズ 式波・アスカ・ラングレー

答えはホームページを見てね ページ二次元コード



4/1～5/19まで
サポート委員会の相談室
は、おひらきです。
くはしは相談室をあんて

子どもの権利サポート委員会 中学生に役にもたすことができます。

☎ 0120-931-170

月～金曜日 13時～19時

土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

住所：〒665-0867

宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階

子どもの権利サポート委員会（来所もOKです）

※保護者の方等のご相談も受け付けていますが、解決の主体は“子ども”であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの面をお聞きしたいということをお伝えしています。

子どもの権利サポート委員会だより

～2023年5月発行第25号～

★★子どもの権利サポート委員会は子どもに寄り添って権利を守るところです★★

がっこうで
しんどいこと
いやなことが
あった!!!

こんなとき...
話してみよう。
0120-931-170
ひみつはまもりです

このダイヤル
カードをみて
まめり
電話してね!

★クイズ・おむすびころりん★

若の翁は おむすびころりんの場面です。

おむすびではないものも混ざっています。それは何があるでしょう?

☞答えは次のおたより または ホームページを見てね。

ひみつは
まもりです

0120-931-170

月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日10時～17時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

住所: 〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階
子どもの権利サポート委員会 (来所もOKです)

※保護者の方等のご相談も受け付けていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。

子どもの権利サポート委員会だより

～2023年9月発行第26号～

友だちに嫌なことがいわれちゃった... うちで安心して過ごせない...

そんなことありませんか? どんなことでも 大丈夫

サポート委員会にお話ししてください。

あなたに 安心して過ごしてもらうために 一緒に考えてお手伝いします。

わたし大丈夫です

助けてって いっても

変わらない気がするし...

お話ししたいとき ほんとうは
がまんしないで! いいたいこと あるのだけど
がまんすればいいから...

サポート委員会にお話しするって...

① 名前を言わないと
いけないの?
→ 言っても 言わなくても
どちらでもいいよ。
ニックネームでもいいよ。

② 学校や家に伝わっちゃうの?
→ あなたが 言わない限り
伝わります。
ひみつは守ります。

③ お話しするって、どうやるの?
→ 電話やお手紙、会って
お話しができるよ。
ゆっくり話して
いっしょに考えよう。

★お題のおたよりのクイズのこたえ★
おむすびでないものは 野球ボール と ずいひです。

ひみつは
まもりです

0120-931-170

月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日10時～17時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

住所: 〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階
子どもの権利サポート委員会 (来所もOKです)

※保護者の方等のご相談も受け付けていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。

こ けんり いいんかい
 子どもの権利サポート委員会だより

～2024年2月発行 第27号～

「クリアファイル」「お手紙相紙用紙」
 無料でダウンロードし
 ついでに
 使ってください

クイズ！アニメの登場人物たちの言葉

だれのセリフかな？
 線でつないでみよう

いちばんいいのは
 じぶんなんかだめだと思いたいことだよ

……人ぼっちの……あの苦しみはハンパ
 じゃねーよな……お前の気持ち……な
 んでかな……痛いほど分かるんだって
 だよ……

僕はそんなに強くないよ。ただみんなが
 必要してくれるから頑張れるだけなんだ

自分を大切にしたいが、いけないうえ

『ふたりはプリキュア』
 なぎさ

『NARUTO』
 ナルト

『ドラえもん』
 のび太

『アンパンマン』
 アンパンマン



ページ二次元コード

答えはホームページにあるよ、おうちのひとと見てね
 どんなに、ちいさなときも、自分の気持ちがあります。どの人も、生まれたときから
 大切にされる権利を持っています。あなたが、安心でいられるとき、困ってひとりでは
 いるとき、サポート委員会にお話しを聞かせてください。

電話でもいいし、行って話してもいいです。あなたの近くで会うこともできます。

0120-931-170 月～金曜日 13時～19時
 (日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
 住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階
 子どもの権利サポート委員会（来所もOKです）

4/1～5/19まで
 サポート委員会相談
 は、おのれしです。
 くれしは相談しなうて

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、
 サポート委員会が直接子どもの面をお話したいということをお伝えしています。

養護学校版



子どもの権利サポート委員会だより

～2023年5月発行第25号～中学生版



良い季節になりましたね。緑がどんどん深まり、鮮やかな色になりました。風に香りもあって爽やかで、水の冷たさも心地良いですね。だからこそ、本当に健康でいたい季節でもありますね。新年度が始まって1か月・・・期待もあり、不安もありフワフワと落ち着かないこともあるかもしれません。また学校に行くことを考えると気持ちが何となく重くなるという方もおられるかもしれません。「何が気になることや心配なことがあれば相談してくださいね」とよく言われるけれど・・・

- ・そもそも人と話すのは苦手
- ・うまく伝えられるかどうか
- ・話してもどうせ解決することではないから
- ・これは悩みというレベルのことでもないから

などなど、相談するって、実は簡単なことではないかもしれませんが。でもご自分の気持ちをうまく伝えられなくても大丈夫です。子どもの権利サポート委員会はあなたの気持ちが少しでもホッとできるように、一緒に考えていきます。晴れ渡った空のもと、気持ちや身体が外に向かっていけるよう、何かお手伝いできればと思っています。



どんな悩みでも誰かに相談してみたいと思ったら
子どもの権利サポート委員会を利用してください

★なぜ相談をするの？★

- ＝自分だけで考えがまとまらないときに誰かに話すことによって自分の考えがまとまり解決に向かったりします。
- 誰かに話してみることは大事なので、ぜひ試してみてください。



Facebookを不定期に更新しています。

来所もOKです！

●**無料電話相談 0120-931-170** 月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日10時～17時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

●**お手紙相談送付先** 〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階
子どもの権利サポート委員会 宛
ひみつは守ります ※お返事希望の場合は住所と名前を書いてください！

※保護者の方等の相談も受け付けていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。



子どもの権利サポート委員会だより

～2023年9月発行第26号～中学生版



相変わらず暑い日が続きますが、みなさん夏バテは大丈夫でしょうか。今日は夏バテ対策に野菜のお話を少しだけしたいと思います。トマトやキュウリなど野菜には水分やカリウムを豊富に含んでいるものが多く身体にこもった熱を身体の中からクールダウンしてくれます。古いギリシャのことわざで「トマトが実れば医者が高くなる」というものがあってトマトの健康効果について言っているようです。カラフルなトマトなど野菜を美味しく補給して熱中症や夏バテを予防してください。中学生でも簡単にできるギリシャ風サラダをご紹介しますね。

ギリシャ風サラダ

トマト、キュウリ、チーズ(塩分強めのものがおすすめ)を一口大に切り、香いタマネギ薄切りに加えて混ぜます。塩こしょうで味付けをしてオリーブオイルにレモン果汁を混ぜたドレッシングをかけていただきます。暑いオリーブがあれば、おしゃれですが、なくても十分見た目にもよく、食も進みますよ。
週末など時間のある時に、みなさんが作って夕食の一品にするなら、お家の方も大喜びではないでしょうか

健康に気をつけているつもりでも・・・2学期の始まりはみなさんの心がなんだか不安定になることも・・・

サインとしては好きだったスポーツやゲームが楽しめなくなったり、頭痛や腹痛、朝起きられないなどの身体症状が出ることも少なくありません。どうぞ自分の心の健康にも気を配り心が疲れていないかどうか、小さなことでも敏感に気付いてください。

周りに相談できる人がいなかったら子どもの権利サポート委員会に話してくださいね。話をささげることなく、最後まで丁寧に話を聴きたいと考えています。もちろん秘密は守ります。



来所もOKです！

●**無料電話相談 0120-931-170** 月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日10時～17時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

●**お手紙相談送付先** 〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階
子どもの権利サポート委員会 宛
ひみつは守ります ※お返事希望の場合は住所と名前を書いてください！

※保護者の方等の相談も受け付けていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。



子どもの権利サポート委員会だより

～2024年2月発行第27号～中学1.2年生版



寒さのなかでも、明るくあたたかな陽気を感じるようになりました
春はもうすぐそこですね

2月…チョコレートを目にする機会も多いですね。実はチョコレートって
美味しいだけでなく、健康にも嬉しい効果があるんですって

♪チョコレートでストレス解消！？

イライラした時にチョコレートを食べるとちょっとホッとすると感じたと
人もいるのではないのでしょうか？実際、カカオポリフェノールには脳内の
ストレスホルモンの分泌を抑えてストレスを和らげる効果が期待できるそうで
リラックス効果もあるそうなので、ちょっと心を落ち着かせてストレスを
解消したい時にはチョコレートはぴったりというわけですね。疲れた時に
ゆっくりくつろぎながら食べたり、また温かい牛乳にひとかけらチョコレートを入れて溶
かして飲むならぐっすり眠れるそうですよ



2024年は始まりから大地震と大きな事故を目にしてニュースを見るの心が痛みましたね。
ご親戚やお知り合いがおられた方には心からお見舞い申し上げます。
わたし自身、宝塚で阪神淡路大震災を経験し、誰かに話をきいてもらうこと、誰かと一緒にいる
こと、おたがい助けあうことで乗り越えることができたことを実感し学びました。辛い気持ちを聞
いてほしい、悩みを相談したい、ちょっとしたことでかまいません、話を聞いてほしいと思った
時は、子どもの権利サポート委員会に話に来てください。待っていますよ



フレミア宝塚の全館空調工事に伴い4月1日(月)～5月19日(日)まで
まいにに人権文化センターに一時移転します。詳しくは裏面を見て下さいね



来所もOKです



●無料電話相談 0120-931-170

月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日10時～17時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

●お手紙相談送付先

〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミア宝塚2階
子どもの権利サポート委員会 宛

ひみつは守ります

※お返事希望の場合は住所と名前を書いてください

※保護者の方等の相談も受け付けていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を
お聞きしたいということをお伝えしています。



子どもの権利サポート委員会だより

～2024年2月発行第27号～中学3年生版



寒さのなかでも、明るくあたたかな陽気を感じるようになりました
春はもうすぐそこですね

2月…チョコレートを目にする機会も多いですね。実はチョコレートって
美味しいだけでなく、健康にも嬉しい効果があるんですって…

♪チョコレートでストレス解消！？

イライラした時にチョコレートを食べるとちょっとホッとすると感じたと
人もいるのではないのでしょうか？実際、カカオポリフェノールには脳内の
ストレスホルモンの分泌を抑えてストレスを和らげる効果が期待できるそうで
リラックス効果もあるそうなので、ちょっと心を落ち着かせてストレスを
解消したい時にはチョコレートはぴったりというわけですね。疲れた時に
ゆっくりくつろぎながら食べたり、また温かい牛乳にひとかけらチョコレートを入れて溶
かして飲むならぐっすり眠れるそうですよ



2024年は始まりから大地震と大きな事故を目にしてニュースを見るの心が痛みましたね。
ご親戚やお知り合いがおられた方には心からお見舞い申し上げます。
わたし自身、宝塚で阪神淡路大震災を経験し、誰かに話をきいてもらうこと、誰かと一緒にいる
こと、おたがい助けあうことで乗り越えることができたことを実感し学びました。辛い気持ちを聞
いてほしい、悩みを相談したい、ちょっとしたことでかまいません、話を聞いてほしいと思った
時は、子どもの権利サポート委員会に話に来てください。待っていますよ



フレミア宝塚の全館空調工事に伴い4月1日(月)～5月19日(日)まで
まいにに人権文化センターに一時移転します。詳しくは裏面を見て下さい



来所もOKです



●無料電話相談 0120-931-170

月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日10時～17時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

●お手紙相談送付先

〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミア宝塚2階
子どもの権利サポート委員会 宛

ひみつは守ります

※お返事希望の場合は住所と名前を書いてください

※保護者の方等の相談も受け付けていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を
お聞きしたいということをお伝えしています。

子どもの権利サポート委員会だより

(子どもの悩み相談 ※秘密は絶対に守ります☆彡)

～2023年5月発行 第17号～ 高校生版

高校生のみなさんこんにちは。宝塚市子どもの権利サポート委員会です。

遅ればせながら、ご進学ご進級おめでとうございます。

新しい環境になって1か月あまり、そろそろお疲れも出てくる頃ではないでしょうか。

ストレスと聞くと悪いイメージを持つ人も多いですが、ストレスには良いストレスと悪いストレスがあるって知っていますか？今の苦しみや今後の目標や夢につながれば、良いストレス。自分の意思とは無関係に過剰な行動を続けたり、人間関係の悪化や不安などで、身体や心が苦しくなったり、やる気をなくしたりすることがあれば、それは悪いストレスということです。

悪いストレスなどから、気持ちが落ちない時は、どうすればいいか考えてみました。

体を動かす。よく寝る。思いきり歌う。思いきりしゃべる。なにもしない。アロマで好きな香りを嗅ぐ。

本を(マンガ含む)読む。好きな音楽を聴く。好きな人のことを考える…。などあげてみましたが、まだまだあると思います。もし何かいい方法があれば、是非、周りの人に教えてあげてください。なんだかしんどいなあ、なんだかやる気が起こらないとか、なんだかボーッとしてしまうという人がいれば、どんなことでもいいので、私たち宝塚市子どもの権利サポート委員会に相談してくださいね。

誰かに話すことで、ちょっと気持ちが軽くなるかもしれません。

ほんの少しの勇気を持ってください。

いつでも待っています。



悩みや困りごとがあれば、なんでもサポート委員会に相談して下さい。

まず、あなたの話を聴き、あなたにとって一番良いことはなにか、一緒に考えます。

困っているあなたに寄り添い、あなたの権利を守ります。

本日、いっしょにお配りしたダイヤルカード、必要な時に思い出して使ってくれたらうれしいです。

一人で悩まず、抱え込まず、サポート委員会に相談してくださいね。

サポート委員会は、秘密を守り、安心して相談ができる環境を整えています。

宝塚市のHP や子ども向け公式HP < たからづか KIDS キッズ > < フェイスブック > でサポート委員会を紹介しています。

「どんなところか分からないので相談しにくいな…」と思ったら

事前にチェックしてみてください。サポート委員会の写真など掲載しています。



■無料電話相談

0120-931-170

月～金曜日 13時～19時

■来所相談

フレミラ宝塚2階

土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

■手紙相談宛先

〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階
子どもの権利サポート委員会 宛

子どもの権利サポート委員会だより

(子どもの悩み相談 ※秘密は絶対に守ります☆彡)

～2023年9月発行 第18号～ 高校生版

高校生のみなさんこんにちは。子どもの権利サポート委員会です。

夏休みが終わり、2学期が始まりました。

今年は、コロナによる行動制限もなく、コロナ前の生活が戻り始めていますね。

みなさんは、どんな夏休みを過ごしましたか？

私は、スポーツ観戦が大好きで、中でも高校野球はイチ推しです。毎年必ず観ています。

宝塚市からは、甲子園球場にも気軽に行けるので、球場に行って選手を観るのも楽しいです。

白球を追いかけ、全力プレーする選手たち。応援団や観客も一つになって一喜一憂します。

夏空の下、かけがえのない時を過ごしている高校球児のひたむきに私はいつも感動します。

そして、試合終了後、敗れたチームにも、健闘をたたえる心からの拍手が響かれます。

今、メジャーで大活躍の大谷翔平選手も甲子園の高校野球では1勝もできず、涙をのみました。

私は、日本ハムファイターズ時代の大谷選手の練習を見に行ったことがあります。

他の選手が帰った後も、一人残って遅くまで練習していた大谷選手の姿が印象的でした。

あの時の大谷選手を思い出すと、現在の活躍も、きっと努力のたまものなのだろうと思います。

たとえ今うまくいかなくても、モチベーション次第で変えられる事もあるのではないのでしょうか。

今できることからコツコツと。その一歩は小さくても、必ずあなたの力になる一歩です。

みなさんの夢が叶いますように。まだ夢を探し中の人もあわてることなく少しずつ、応援しています。



そして

悩みや困りごとがあれば、なんでもサポート委員会に相談して下さい。

まず、あなたの話を聴き、あなたにとって一番良いことはなにか、一緒に考えます。

困っているあなたに寄り添い、あなたの権利を守ります。

一人で悩まず、抱え込まず、サポート委員会に相談してくださいね。

サポート委員会は、秘密を守り、安心して相談ができる環境を整えています。

宝塚市のHP や子ども向け公式HP < たからづか KIDS キッズ > < フェイスブック > でサポート委員会を紹介しています。

「どんなところか分からないので相談しにくいな…」と思ったら

事前にチェックしてみてください。サポート委員会の写真など掲載しています。



0120-931-170

(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

月～金曜日 13時～19時

土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

相談は無料

お下城あては

〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階

子どもの権利サポート委員会

※お返事希望の場合は住所と名前を書いてね！

3 活動報告会

◇令和4年度活動報告会

令和5年9月16日(土)開催

○「令和4年度宝塚市子どもの権利サポート委員会活動報告」

委員長 曾我 智史

宝塚市子どもの権利サポート相談員

○「講演」

子どもの命をど真ん中に「子どもが生きる力」を守る居場所づくり
～子どものニーズ＝「声」がつながる共生社会～

講師：荳保 共子 氏（認定NPO法人「こどもの里」理事長）

○「対談」

荳保 共子 氏と子どもの権利サポート委員

こどもみんなが
こどもといえる時代(いま)
これから

宝塚市子どもの権利サポート委員会活動報告会

日 時: 令和5年9月16日(土) 13:00～15:30(開場12:30)
場 所: 宝塚市立中央公民館(1階ホール)(宝塚市東広町3番53号)
人 数: 先着100名(事前予約優先:申込は下部のQRコードより)
その他: 手話通訳・要約筆記、一時保育場所(幼児室)あり(要事前申込)
※入場無料です。ご来場の際は可能な限りで公共交通機関をご利用下さい。

第一部: 宝塚市子どもの権利サポート委員会 令和4年度報告会
第二部: 講 演【講師】荳保 共子さん(認定NPO法人「こどもの里」理事長)
演 題: 「子どもの命をど真ん中に「子どもが生きる力」を守る居場所づくり」
～子どものニーズ＝「声」がつながる共生社会～
第三部: 対 談(荳保さんと子どもの権利サポート委員)

【お問い合わせ】
〒665-0867
宝塚市東広町12-8 フレミア宝塚2 階
宝塚市役所 子ども未来課 子ども家庭室 子ども政策課
宝塚市子どもの権利サポート委員会 事務局(担当:仲島)
【電話】0797-91-2001

【受付フォーム】
QRコード

宝塚市

※活動報告会終了後、宝塚市公式 Youtube チャンネルにて当日の内容を公開しました(期間限定)。

4 啓発活動

◇広報番組「知ってよ！宝塚」平成 29 年 12 月 掲載

Youtube にて動画アップ中



(知ってよ宝塚「子どもの権利サポート委員会」動画 Youtube 二次元コード)

（おわりに）

これまでの宝塚市子どもの権利サポート委員会の活動をふりかえり

昨年度の宝塚市子どもの権利サポート委員会（以下、サポート委員会）の活動も含めて、一歩ずつではありますが子どもの権利に関する理念の普及に関する取り組みが進められているように感じています。

国においても「こども基本法」が令和5年4月1日に施行されました。こども基本法の第3条の基本理念では6つの理念が掲げられています。子どもの個人の尊重、生活保障および教育保障、意見表明の機会の確保、子どもの最善の利益の優先、家庭養育の優先、子育て環境の整備について掲げられています。いうまでもありませんが、これらは国際連合が1989年に定めた子どもの権利条約と重なりあうものです。また、こども基本法とあわせて国では子ども施策の司令塔となる「こども家庭庁」が同じく令和5年4月1日より始動しています。

この1年の国の動きを見てみると、ようやく子どもの意見を尊重し、多様な方法で子どもからの意見を聴取する動きが進められようとしています。現在のところ、社会的養護の当事者や子どもの代表者から多様な施策に関する意見を中心に集められています。これらの取り組みが進んだことは重要な第1歩と考えられます。一方で、日本で生活する子どもたち全体を対象として展開としていくことについては、まだ先を見通すことができない状況といえます。そのような展開とするためには、自治体レベルでの具体的な施策を実施するほか、民間活動と連携した取り組みが必要ではないでしょうか。

さて、宝塚市の話に戻ります。宝塚市では「宝塚市子ども条例」が平成19年に制定され、3度の改正を経て現在に至っています。つまり、国のこども基本法制定よりも15年以上前から先行して子どもの権利について理念化できていたことになります。そうしてサポート委員会は、この宝塚市子ども条例に掲げられる子どもの権利の擁護と子どもの最善の利益を具体的に実現することを目的に平成26年より条例で設置されています。

一方でサポート委員会が設置される以前は、子どもの権利について広く周知されておらず、とりわけ子どもたちにも子どもの権利について十分には浸透していない状況でした。その後、子どものサポート委員会について、学校などへのおたよりやダイヤルカードの配布のほか、インターネットでの発信、その他多様な方法を用いて子どもたちへの広報・周知活動を進めてきました。その上で実際の活動としては個別相談、調査、調整、勧告などを行ってきました。その積み重ねにより、サポート委員会が制定される以前では子どもの権利について知らない子どもたちが多かったものが、現在では子どもたちがサポート委員会の存在を知ってくれる割合が増えてきているように肌で感じています。ここまで10年弱かかりましたが、子どもたちから直接電話や手紙などで相談が来ることが増えてきており、サポート委員会関係者一同、本当にうれしく感じています。

さて、サポート委員会のことを知っている子どもたちが増えていることを感じるのは、市内の子どもたちと話をする機会がこれまでに複数回あり、その際に直接話をしたことなどからです。その子どもたちにサポート委員会がどのようなところかを聞いてみると、多くの子どもたちから「何かあったら相談できるところ」と答えてもらいました。それは子どもたちにとって、今は相談したいことがないが、何かあった際やいざという時に相談できるところ、ということです。これは子どもたちにとってセーフティネットのひとつとしての認識が広がっているということです。一方で、サポート委員会を知っている子どもたちにさらに「子どもの権利」の内容を知っているかを聞くと、まだあまり知られていないことも多いことが実際の状況です。つまり、困った時のために子どもの権利がある、という程度しか理解されていないとも言えます。サポート委員会の本来の目的には、子どもの権利擁護が掲げられていますが、子どもの権利についての具体的な内容の理解が十分に図られていないという側面があります。

子どもの権利は子どもの生活・成長全般にわたり、本来は固有的にあるべきものです。子どもが困った時にのみ子どもの権利が機能を発揮するということではありません。具体的には子ども自身が大切にされていると常を感じることができ、自分を大切にすることができ、子どもが学校や地域社会などで一人ひとりの想いのもとに多様な活動に主体的に参加・参画すること、それらの取り組みができる環境から健やかに育つことができるような環境づくりを進めることが、子どもの権利を進める視点として重要ではないでしょうか。

このように考えると、サポート委員会としても、宝塚市の子どもたちに子どもの権利の具体的な内容を一人ひとりの子どもたちに伝わるように伝えていくこと、そして学校・子ども施設などの教・職員や、地域住民のみなさんにも子どもの権利保障の必要性について伝え、子どもと市民・関係者とともに豊かな地域社会を創っていく取り組みを展開していくことが使命であると考えています。サポート委員会のこれまでの歩みを踏まえながら、今後はこれまで以上に子どもの権利について浸透していけるように周知・啓発活動を意識的に取り組んでまいりたいと思います。

宝塚市子どもの権利サポート委員会委員 吉田 祐一郎

子どもの権利は、すべての子どもにある

私は鳥取県東部の地方都市で生まれ育ちました。保守的な土地柄と、今から 40 年前という時代背景もあって、私にとって中学校はあまり楽しい場所ではありませんでした。どういうわけか先生から嫌われやすくて、今ではありえないような剣幕で叱責されることも多く、毎日のように出席簿や黒板消しで叩かれたりしていました。それが日常だったし、吹奏楽部が大好きだったから通学はしていましたが、私はすごく傷ついていました。高校時代も同じようなものだったので、大学生活が始まってまず初めに驚いたのは、先生が怒鳴ったり叩いたりしないことでした。

なぜそのような話をするのかというと、今年は子どもの権利条約を日本が批准してから 30 年の節目の年だからです。第二次世界大戦をきっかけにできた国連において、過ちを 2 度と繰り返さず人間の尊厳が守られる世界をつくろうという機運が高まり、いくつもの条約が整えられていきました。子どもの権利条約は、そのような流れの中で、社会において弱い立場に置かれていた子どもたちの権利を守るためにつくられ、今では 196 の国と地域が締結する、世界で最も広く受け入れられた条約となっています。日本は 1994 年に、158 番目の批准国となりました。

国連子どもの権利委員会は、定期的に各国政府や NGO から提出される報告書を審査して、評価できる部分と課題を指摘し、今後の改善点を勧告します。日本もこれまでに差別の禁止、子どもの意見の尊重、家庭環境を奪われた子どもの権利などをはじめ、さまざまな是正勧告を受けてきました。市民社会も、子どもの権利が守られていない実情を克服しようと、政府への働きかけを含めてさまざまな取り組みを続けてきました。そしていま、日本国内での状況は確実に変わり始めています。各地に子どもの権利擁護機関ができ、子どもの権利に根差した児童福祉法改正が行われ、こども家庭庁が発足し、こども大綱が策定されるなど、条約を批准したころの国内事情と比べると隔世の感があるのではないのでしょうか。

しかし、こどもの権利条約とは真っ向から対立する状況、すなわち戦争やジェノサイドなどの人道危機も続いています。ある友人が言っていました。ガザのニュースを見た小学生の息子から、「お母さんはぼくに『子どもには権利がある』っていうけど、ガザの子どもたちにも生きる権利があるんじゃないの？なんでおとなはとめないの？」と聞かれて絶句した、と。このように感じている子どもたちは少なくないはずです。

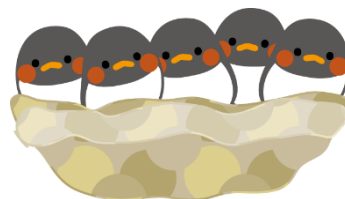
ガザで暮らしている人々の平均年齢（中央値）は 18 歳、人口の 4 割程度を 14 歳以下の子どもが占めており、すでに 1 万人以上の子どもが軍事攻撃の犠牲となっています。子どもの権利条約で謳われているあらゆる権利がないがしろにされているのです。すべての子どもにあるとされる子どもの権利、しかしニュースを見ると矛盾した

現実が映し出されている、となれば子どもは混乱します。同時代に生きるおとなとして、「いまガザで起きていることは、絶対に許されないことだ。世界中のどこの子どもにも、等しく子どもの権利がある。私たちおとなは、それが実現されるようにする責務を負っているんだ」ということを伝えたいと思います。

日本国内に目を転じて、たくさん問題があります。能登半島地震で再び注目されている災害時の子どもの権利、子どもの貧困対策法施行から10年たつけれども山積している子どもの貧困問題、たいへんな危機感をもって議論が行われている離婚後共同親権。私たちはまだまだこれからみんなで手を取り合って、子どもたちの声を聴きながら、子どもたちとともに一つひとつ問題に向き合っていかなければなりません。

権利というものは、それを行使してしかるべき尊厳があなたにもあるのですよ、と教えてもらわなければ、自分から気づくことは難しいものです。だって、本人はそれがない状態が当たり前の日常を生きているのですから。毎日叩かれたり怒鳴られたりしていても、世の中はこういうところだし自分が悪いからこうなるんだろう、と思っていた中学生の頃の自分を思い出します。子どもの権利条約の第2条では、「差別の禁止」として、すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況などいかなる理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される、としています。子どもの権利条約が謳う理念がここ宝塚市でも暮らしの隅々にまでしみ込んで、一人残らず誰もが権利を侵害されずに生きられるような社会になるよう、委員として力を尽くしたいと思います。

宝塚市子どもの権利サポート委員会委員 宇野田 陽子



令和5年度 相談員としての日々を振り返って

幼い頃のことですが、自転車で遊んでいて、自転車ごと転び、肘やひざをかなり激しく擦りむきました。泣きながら自転車をおして、両親の待つ家まで帰りました。父も母も、お医者さんではないので、傷を治せるわけではありませんが、わたしを優しく慰めてくれました。母は、涙を拭いてくれ、父は優しい言葉をかけてくれたことを覚えています。傷に塗ると赤くなる消毒液を塗り、絆創膏を貼って、大げさに包帯も巻いてくれました。わたしはすぐに泣き止んで、家族で楽しく夕食を食べました。次の日には傷の痛みもましになって、おそらく1週間後には傷も治ったのだと思います。実は肘の傷跡は今も残っているのですが、あの時の怪我の痛みはすっかり忘れてしまいました。

子どもたちは、わたしのような転んだ傷ではなく、もっと深い心の傷を負うことがあります。いじめにあったり、家庭で虐待を受けたり、学校や地域で不当な扱いを受けた時などです。一度きりであれ、長期間にわたる時であれ、心にとっても深い傷を負います。それは、相手が謝ったとしても、たとえ重い制裁が下されたとしても心の傷は、1週間などでは癒えなくて本当に長い間、苦しく辛く悲しい気持ちで過ごすことがあります。

深い傷を負った子どもが、宝塚市子どもの権利サポート委員会に来室してくれることがあります。相談員として、どうすれば、うまく話を聴けるだろうか、気持ちを話してもらえるだろうか、慰める言葉をかけるべきか何も言わないほうがいいのかと悩みます。子どものプライバシーや権利を尊重しつつ、何に注意すべきかと考慮しながら、問題の解決策を共に考えます。ほんの小さな行為で笑顔が少し見られた時には、とても嬉しく思います。ラムネ菓子と一緒に食べながら話をしたり、元気になってもらえたらと思って、カードを作って、短いメッセージを書いて送ったりすることもありました。子どもから、手作りプレゼントや手作りクッキーをお礼にいただいた時には、とても嬉しい気持ちになりました。

相談に来られた子どもの話に耳を傾けるわけですが、よく聴くということがやはり何より大切なことだと言えます。子どもの方から「つらかった」とか、「腹が立って、腹が立って・・・でも悲しかった」と話してくれたら「ひどいことがあったんですね。本当につらかったでしょう」とこたえるようにしています。また、上手に話を伝えることが出来ない子どもには「それはどういうことか教えてもらってもいいかな？」とか「わたしはこういう意味だと受け止めているけれど、間違っていないか？」とお伝えしています。このようなやりとりを通して、子どもに「自分の話を聴いてくれている、自分の話を真剣に分かろうとしてくれている」と感じてもらえることや、そこから気持ちや考えを話してくれることもあります。

つらい気持ちを毎回、毎回、何度もお話される場合も少なくありませんし、本来なら被害者であるのに、自分を責める子どももいます。自分のせいで、自分が悪かったから、自分には価値がないから、とってしまった子どもにも出会いました。でも、それは正しいことではありませんし、つらい思いを経験したすべての子ども全ては、とても大切な存在であり、価値のある子どもです。そう伝えたいのですが、言葉を選んでいる間に、時間が過ぎ、タイミングよく伝えられなかったこともありました。率直に、おもいやりのある言葉や、慰めの言葉をお伝えできたら良かったと、反省や後悔をすることもありました。

来室してくれたことをまず褒めて、すごいね、とか頑張ったね、応援しているよ、だいじょうぶだよ・・・など、誰にでも分かりやすい、シンプルな言葉で、もしかしたら少し前に進めることができるかもしれないのにうまく伝えられませんでした。話を聴く時に、短くてもホッとしてもらえそうな言葉をわたしの中に沢山蓄えて、必要な時にすぐに選び出し、伝えることができるようにしていかなければいけないと思います。

言葉の選び方や使い方のことだけの問題ではないのですが、傷ついた心にも、消毒液を塗り、絆創膏をはり、包帯で包むように、、、、そのように言葉や態度で示すなら時間はかかるかもしれませんが、傷の痛みは少しずつ、治っていき、子ども自身が自分の力で一歩踏み出せるのかもしれませんが。子どもたちに自信が戻る、そして回復に向かう、そのようなお手伝いができればと思い、これからも相談活動を通して子どもたちにかかわっていきたい、励んでいきたいと思っています。

宝塚市子どもの権利サポート委員会相談員



＜参考資料＞

◆子どもの権利サポート委員会の制度◆

I 子どもの権利サポート委員会設置経緯

1 子どもの人権擁護の第三者委員会の設置

「いじめ及び体罰に係る子どもの人権擁護委員」制度を要綱施行（平成 25 年（2013 年）5 月 1 日）

社会問題化しているいじめや体罰という子どもへの人権侵害に対して、第三者委員を通して子どもの人権を守ることを目的とし、いじめ及び体罰に係る子どもの人権擁護委員を設置し平成 25 年 5 月に「いじめ・体罰専門相談窓口」が開設されました。

2 宝塚市子ども審議会での審議

並行して、宝塚市子ども審議会（以下、「子ども審議会」という。）では、平成 25 年（2013 年）7 月 2 日に宝塚市長から「子どもの人権擁護のあり方について」諮問を受け、小委員会を立ち上げ、平成 26 年 3 月までに小委員会 8 回、全体会 4 回（子どもの人権擁護のあり方を審議したもののみ）の会議を開催し、各委員により積極的な議論が交わされ、審議の結果、条例案を示し、条例化が必要であると答申されました。

(1) 子どもの権利に関する意識調査

平成 25 年（2013 年）8 月、「子どもの人権擁護のあり方について」の審議の参考として、子どもたちの声を聴くため、アンケート調査が行われ、その結果、子どもの権利を大切に思っている子どもは多く、子どもに寄り添った相談窓口が必要との認識が共有されました。

また、子どもの相談を受けている相談機関や児童館などの職員にも意識調査を行い、その結果、子どもの意見を尊重することや、擁護することが求められていることを認識されました。

(2) パブリックコメントの実施

子ども審議会での「子どもの人権擁護のあり方について」の審議結果を踏まえ、平成 26 年（2014 年）1 月 31 日～3 月 3 日パブリックコメントが実施され、市民からの意見聴取が行われました。

さらに、パブリックコメント意見について、審議が行われました。

(3) 子ども審議会からの答申

平成 26 年（2014 年）4 月 7 日「子どもの人権擁護のあり方について」子ども審議会審議結果の答申が市長に対して行われました。

3 子どもの権利サポート委員会条例制定

平成 26 年（2014 年）6 月市議会に提案し、全会一致により可決され、同年、6 月 30 日に公布されました。条例の運用については、準備期間を経て、平成 26 年（2014 年）11 月 1 日施行とし、「子どもの権利サポート委員会」が設置されました。

Ⅱ 子どもの権利サポート委員会とは

1 事業内容

個々の子どもに寄り添う個別救済制度としては、出来るだけ「簡易・迅速な制度」であることが求められることから、1つの案件に対して1人の子どもの権利サポート委員が進行管理を担当する独任制で、また、勧告、公表などの決定をする際には子どもの権利サポート委員会として合議制機関で運用する制度としています。

2 対象者

子どもに係る権利侵害についての相談は誰でもできるものとし、救済申し立てについては当事者たる子ども又はその保護者からできることとしています。

※子どもの定義…市内在住、在勤、在学及び市内にある学校等に通学等している子ども（18歳未満）及びそれに準ずる19歳までの者

3 相談体制

（委員）3人 曽我 智史（弁護士・社会福祉士）
（任期令和4年（2022年）9月1日から
令和6年（2024年）8月31日まで）
吉田 祐一郎（大学准教授：社会福祉士）
（任期令和4年（2022年）9月1日から
令和6年（2024年）8月31日まで）
宇野田 陽子（言語聴覚士・精神保健福祉士）
（任期令和5年（2023年）6月1日から
令和7年（2025年）5月31日まで）
※任期は1期2年間となっています。

（相談員）3人（会計年度任用職員）

（事務局職員）1人（子ども政策課職員）

（受付時間）月～金 13：00～19：00、
土および第1・3火 10：00～17：00
（年末年始、日・祝日は休み）

（受付方法）電話 0120-931-170、来所、インターネット受付、手紙

（場所）宝塚市売布東の町 12-8 フレミラ宝塚 2 階
（最寄り駅：阪急売布神社駅 または 阪急中山観音駅）

4 位置づけ

子どもの権利サポート委員会は、行政機関からの独立性が確保され、子どもの権利救済を図るため、第三者的に子どもに寄り添う専門機関です。同委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として設置されました。

なお、市長の附属機関ですが、子どもの権利サポート委員会が子どもの権利救済を簡易かつ迅速に活動し、子どもの最善の利益を具体的に実現していくために「子どもの権利サポート委員会条例」で必要な権限が付与されています。

また、条例に基づき子どもの権利擁護及び権利侵害の防止等のことについて必要があると判断した場合など市長に対して意見することもできます。



5 相談・救済の流れ

1 相談方法

- ・電話相談 フリーダイヤル（0120-931-170）^{きゅ-さい い-なまる}で受けています。
- ・来所相談 フレミラ宝塚2階子どもの権利サポート委員会事務局に直接来ていただき相談をお聴きしています。
- ・手紙相談 お手紙フォームまたは便箋等で書いてもらったお手紙を受け取り、内容についてお手紙で返信しています。
- ・インターネット受付 市HPから相談受付フォームに入力してもらった内容を、折り返しお電話でお答えします。

2 相談できる人

- ・子どもの権利救済に関することはどなたでも相談できます。

3 相談・救済の流れ

- ・最初に相談員がお話をお聴きします。じっくり傾聴し、一緒に考えていきます。相談者が自力でできることを考えたり、納得することで、相談を終えるケースもあります。

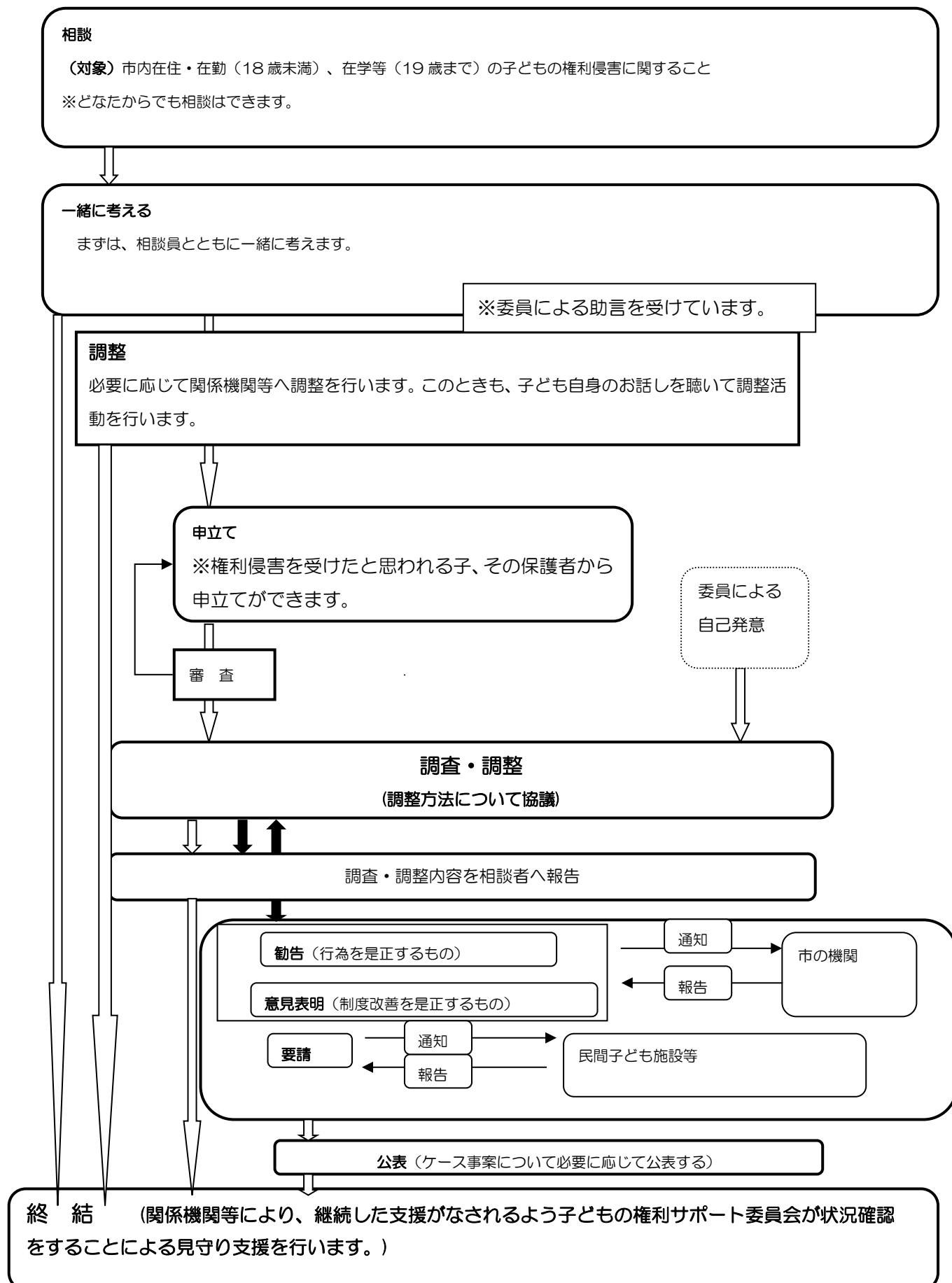
相談者には、悩み事があれば、いつでも、何度でもお話を聴かせてほしいことを伝えることで、今後も一緒に考えていく姿勢でお話しをお聴きします。

- ・相談内容を相談員と子どもの権利サポート委員で共有し、相談者の意向に寄り添った支援への助言や、あるいは委員が直接相談者と面談を行ったのち、必要に応じて調整活動等を行います。

- ・子どもの権利サポート委員は、子どもが希望する場合は、問題に関わる人々や関係機関に対して、子どもの気持ちや意見を代弁します。子ども自身のために、関係機関の協力を得て、働きかけ、調整活動を行います。

- ・当事者等からの申立てにより、必要に応じて調査を実施し、改善の要望や意見表明などを行います。

子どもの権利サポート委員会相談・救済の流れ (図)



Ⅲ 子どもの権利サポート委員会条例

○宝塚市子どもの権利サポート委員会条例

平成26年6月30日

条例第21号

(設置)

第1条 宝塚市子ども条例(平成19年条例第10号)に規定する基本理念に基づき、子どもの権利を不断に擁護し、子どもの最善の利益を具体的に実現していくため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、宝塚市子どもの権利サポート委員会(以下「サポート委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 次のアからオまでに掲げる者をいう。

ア 市内に住所を有する18歳未満の者

イ 市内の事務所又は事業所で働いている18歳未満の者

ウ 市内に立地する次に掲げる施設に通学し、通所し、若しくは入所し、又は当該施設を利用している18歳未満の者

(ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校

(イ) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設

エ ウに掲げるもののほか、市内に立地する施設に通学し、通所し、若しくは入所し、又は当該施設を利用している18歳未満の者

オ アからエまでに掲げる者に準する者で、規則で定めるもの

(2) 市の機関 市長その他の機関(議会を除く。)をいう。

(3) 民間子ども施設 第1号ウに掲げる施設又は同号エに規定する施設のうち、市が設置するもの以外のものをいう。

(4) 市民等 次のアからウまでに掲げるものをいう。

ア 市内に在住し、在学し、又は在勤する個人

イ 市内を拠点として活動する団体

ウ ア又はイに掲げるもののほか、権利侵害を受けたと思う子どもに関係する個人又は団体

(サポート委員会の組織)

第3条 サポート委員会は、5人以内の宝塚市子どもの権利サポート委員(以下「サポート委員」という。)により組織する。

2 サポート委員は、人格が優れ、子どもの権利について高い見識と専門性を有する者で、第三者的な独立性を保持し得るもののうちから、市長が委嘱する。

3 サポート委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期は、連続して3期までとする。

(解職)

第4条 市長は、サポート委員が心身の故障により職務を行うことができないと認められるとき、又はサポート委員として明らかにふさわしくない行為があると認められるときを除き、その職を解くことができない。

(委員長)

第5条 サポート委員会に委員長を置き、サポート委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、サポート委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名するサポート委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 サポート委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 サポート委員会の会議は、サポート委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 サポート委員会の会議の議事は、出席したサポート委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(サポート委員会の所掌事務)

第7条 サポート委員会は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 第13条に規定する相談に関すること。

(2) 第14条から第20条までに規定する子どもの権利救済に関すること。

(3) 子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、必要な提言を市長に対して行うこと。

(4) 市長の諮問に応じ、子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、答申すること。

(サポート委員の責務)

第8条 サポート委員は、その職務の遂行に当たっては、専ら子どもの最善の利益を考慮し、公的良心の喚起者として、子どもの権利を擁護し、代弁するよう努めなければならない。

2 サポート委員は、市の機関、民間子ども施設及び市民等との連携及び協力に努めなければならない。

3 サポート委員は、その地位を政治的、営利的又は宗教的な目的のために利用してはならない。

(サポート委員の守秘義務)

第9条 サポート委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(市の責務)

第10条 市は、サポート委員会の制度が子どもを含む市民等に有意義に活用されるよう、積極的に広報その他の必要な施策を推進する。

(市の機関の責務)

第11条 市の機関は、第1条に規定する目的を踏まえ、サポート委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

(民間子ども施設及び市民等の責務)

第12条 民間子ども施設及び市民等は、第1条に規定する目的を理解し、サポート委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力し、及び援助するよう努めなければならない。

(相談)

第13条 何人も、子どもの権利に関係する事項について、サポート委員会に相談をすることができる。

2 サポート委員会は、前項の相談があったときは、相談者に対して、必要な助言又は支援を行うとともに、必要に応じて当該相談に係る関係者間の調整を行う。

(権利救済の申立て)

第14条 権利侵害を受けたと思う子ども又はその保護者は、サポート委員会に対して、権利救済の申立てをすることができる。

(調査の実施)

第15条 サポート委員会は、前条の申立てを受けたときは、その申立ての内容を審査し、必要があると認めるときは、調査を実施するものとする。

2 サポート委員会は、第13条に規定する相談の内容又は子どもの権利に関する独自に得た情報により必要があると判断したときは、調査を実施することができる。

3 サポート委員会は、前2項の調査を実施すべき内容が次の各号のいずれかに該当するときは、当該内容に関する調査を実施しない。

- (1) 議会の権限に属する事項であるとき。
- (2) 裁判係争中の案件であるとき。
- (3) サポート委員の活動及び身分に関するものであるとき。
- (4) 重大な虚偽が含まれているものであるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、調査の実施が相当でないことが明らかなものであるとき。

4 サポート委員会は、調査開始後においても、前項各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、調査を中止することができる。

第16条 サポート委員会は、必要があると認めるときは、市の機関に説明等を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しを提出させることができる。

2 サポート委員会は、必要があると認めるときは、民間子ども施設及び市民等に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

3 サポート委員会は、特に必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。この場合において、サポート委員会は、依頼した事項の秘密の保持に関し必要な措置を専門機関に対して講じなければならない。

(調査結果の通知及び勧告等の措置)

第17条 サポート委員会は、前2条の調査の結果を申立人に通知するものとする。

2 サポート委員会は、前2条の調査の結果に基づいて、市の機関に対し、子どもの権利を侵害する行為の是正等を求める勧告又は子どもの権利救済に関する制度改善等を求める意見表明を行うことができる。

3 サポート委員会は、前2条の調査の結果に基づいて、民間子ども施設及び市民等に対し、必要な対応を促す要請を行うことができる。

4 サポート委員会は、第2項の勧告若しくは意見表明又は前項の要請を行ったときは、その内容について申立人に通知するものとする。

(報告)

第18条 市の機関は、前条第2項の勧告又は意見表明を受けたときは、適切な対応を図るとともに、サポート委員会に対して必要な報告を行わなければならない。

2 民間子ども施設又は市民等は、前条第3項の要請を受けたときは、適切な対応を図るとともに、サポート委員会に対して報告を行うよう努めるものとする。

3 サポート委員会は、前2項の報告があったときは、その内容を申立人に通知するものとする。

(公表)

第19条 サポート委員会は、子どもの最善の利益を図るために必要があると認めるときは、第15条及び第16条の規定に基づく調査の結果、第17条第2項の勧告若しくは意見表明若しくは同条第3項の要請又は前条第1項若しくは第2項の報告の内容について公表することができる。

2 前項の規定による公表に際しては、個人情報の保護について、最大限に配慮しなければならない。

(見守り支援)

第20条 サポート委員会は、第15条から前条までに規定する事務が終了した場合においても、市の機関、民間子ども施設又は市民等に対して、第15条及び第16条の規定に基づく調査を実施した子ども(以下「当該子ども」という。)の状況の確認を行うことができる。

2 市の機関は、前項の確認を求められたときは、当該子どもの状況の報告を行わなければならない。

3 民間子ども施設又は市民等は、第1項の確認を求められたときは、当該子どもの状況の報告を行うよう努めるものとする。

(運営状況の報告等)

第21条 サポート委員会は、この条例の運営状況について、年次ごとに市長に対して報告し、その内容を公表するものとする。

2 サポート委員会は、子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、第7条第3号の提言を行ったときは、その内容について公表するものとする。

3 前2項の規定による公表に際しては、個人情報の保護について、最大限に配慮しなければならない。

(相談員)

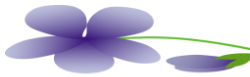
第22条 サポート委員会の下でその職務を補佐するため、子どもの権利サポート相談員を置く。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年11月1日から施行する。



宝塚市子どもの権利サポート委員会

〒665-0867 宝塚市売布東の町 12 番 8 号
フレミラ宝塚2階

TEL 0797-91-2001（事務局）

TEL 0120-931-170（相談専用電話）

